

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

経済常任委員会会議録			
日 時	平成 17 年 3 月 17 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 0 分
場 所	消 防 第 2 ・ 3 会 議 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐藤委員長、古沢副委員長、森井・井川・山口・見楚谷・小林・ 齊藤（陽） 各委員		
説明員	経済・港湾両部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、森井委員、井川委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から報告の申出がありますので、これを許します。

「大規模小売店舗立地法に基づく小樽市の意見提出について」

(経済) 本間主幹

大規模小売店舗立地法に基づく小樽市の意見提出について報告いたします。

2 月 14 日、北海道知事あてに大規模小売店舗立地法第 8 条第 1 項の規定により、(仮称) ホーマック新手宮店の大規模小売店舗の届出に対する意見を提出したものであります。意見書の概要につきましては、周辺地域の生活環境の保持の見地から、総括的事項として設置者に対して大型店の出店により交通問題等の影響が予想されるので、大店立地法の指針を遵守し、関係機関と緊密な連携を図りながら、慎重に対処すること。

次に、駐車需要の充足と交通に係る事項ですが、渋滞対策として小樽港縦貫線と市道手宮川通線との変則交差点の信号機設置や小樽港縦貫線の右折車両のための付加車線の設置の検討、また、土・日・祝日の交通整理員の配置や利用者周知を目的とする経路案内板の設置について、さらに商品の搬出入の際には、近隣住民の交通安全に十分に配慮することなどであります。

次に、歩行者の通行の利便の確保等に関する事項として、新設店舗の出入口が歩道部分と交差するため、歩行者及び自転車の安全対策に十分に配慮すること。

最後になりますが、騒音の発生に係る事項として届出書に示された騒音対策に努め、苦情発生時には速やかに対応すること。

以上の項目につきまして、小樽市として北海道に意見を提出したものであります。

このことを受け、現在、北海道で大規模小売店舗立地審議会を開催し、協議中であります。

委員長

「小樽フィッシュミール協業組合に関する訴訟について」

(経済) 産業振興課長

小樽フィッシュミール協業組合に関する訴訟について報告いたします。

事件名、平成 13 年(ワ)第 29 号使用損失補てん金請求事件であります。本年 3 月 14 日に和解が成立いたしました。本裁判は、昭和 51 年当時に公害防止の観点から漁腸骨共同処理施設が建設され、創業当初は順調に運営するも、その後、200 海里問題などの影響で経営難に陥り、平成 2 年には事業休止を余儀なくされ、同年に締結した契約に基づく使用損失補てん金の支払をめぐるものであります。第 1 回口頭弁論が平成 13 年 5 月 28 日に行われ、それ以降本年 3 月 14 日までの間に計 33 回の審議が行われたところであります。第 8 回までは、小樽フィッシュミール協業組合の設立に至る経過、また、平成 2 年当時の解散に至る内容などについて、双方が主張する事実関係についての準備書面の取り交わしを行い、第 9 回及び第 10 回では、原告側関係者から当時の状況について記述した陳述書が提出され、それを踏まえて、第 12 回から第 14 回までに証人調べが行われたところであります。第 15 回からは、裁判長の指導の下で和解に向けた協議が行われ、途中平成 14 年 10 月に被告 1 名が逝去したことに伴い、相続人らが相続放棄をしたことから、原告側より札幌家庭裁判所小樽支部へ相続財産管理人の選任申立てを行うなどのことになり、和解協議にも時間を要しましたが、このたび和解の成立に至ったものであります。

委員長

「市有林の処分について」

(経済)農政課長

市有林の処分について経過を報告いたします。

小樽市は、市内に約 485 ヘクタール、赤井川村、蘭越町、穂別町の市外に約 1,250 ヘクタールの市有林を所有し、これまで植林等の整備を進めてまいりましたが、昨年来、財政健全化の協議を進める中で、市外にある市有林の取扱いについて検討の結果、売却の方向で作業を進めることといたしました。まず、所在町村に事務レベルで打診をいたしました。各町村とも財政上の問題から購入が難しいとのことであり、その後、引き続き各方面への取組を進めていたところ、蘭越町にある市有林について具体的な問い合わせがありました。

市有林を売却する際は、一般競争入札により処分することとなりますが、その前段で山林の評価額を決定しなければならず、そのためには専門機関に評価を依頼する必要があるため、先般、予備費の充用をお願いしたところでございます。評価につきましては、土地、立木とも、それぞれ専門機関に委託し、1月末に評価をいただいております。売却方法につきましては、予定価格を公表せず、一般競争入札で行いたいと考えております。市有林売却の周知を図るため、広報おたる 3 月号及び小樽市のホームページにお知らせを掲載するとともに、管内森林組合及び業界新聞などを通じ、入札の周知を図っているところであります。入札参加申込期限を 3 月 17 日、入札説明会を 3 月 22 日に、入札を 3 月 28 日に行うことで事務を進めております。

委員長

「平成 17 年石狩湾新港管理組合議会第 1 回定例会について」

(港湾)港湾整備室工藤主幹

平成 17 年第 1 回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る 2 月 21 日に開催されましたので、その概要について報告申し上げます。

議案につきましては 4 件提案されました。内容につきましては、2 月 15 日開催の経済常任委員会において報告申し上げました平成 17 年度一般会計予算に関する件、平成 16 年度一般会計補正予算に関する件、定数条例改正に関する件並びに事務局に関する条例の改正に関する件でございますが、同日付けで原案どおり可決されたところでございます。ほかに報告が 1 件ございましたが、内容につきましては、昨年 12 月 15 日開催の経済常任委員会で報告申し上げました特別職の職員の給与等及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきまして承認を求める件でございますが、同日付けで承認されたところでございます。

委員長

次に、今定例会に付託された案件について説明願います。

「議案第 27 号について」

農業委員会事務局長

議案第 27 号小樽市農業委員会委員の定数等に関する条例について説明いたします。

この条例案を提出したのは、農業委員会の委員を減員し、また、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、条例で定めることとされた選任の委員のうち、学識経験を有する者の人数を新たに規定するためであります。

委員長

「議案第 44 号について」

(港湾)港湾整備室工藤主幹

議案第 44 号公有水面埋立地の用途変更について説明申し上げます。

詳細につきましては、2 月 15 日開催の経済常任委員会で報告申し上げたとおりでございますが、石狩湾新港港湾管理者から公有水面埋立法第 3 条第 1 項の規定に基づき、地元市長である小樽市長に意見聴取がなされたところで

ございますが、検討の結果、市長として異議のない旨を石狩湾新港港湾管理者に答申するに当たり、公有水面埋立法第 13 条の 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 4 項の規定により議会の議決を求めるため、提出したものでございます。

委員長

これより、質疑に入ります。

なお、質問の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブの順といたします。

共産党。

古沢委員

報告いただいた件とそれから議案に沿って、順序立ててお尋ねしていきます。

ホームマックの店舗拡大による影響について

最初の立地法に基づく小樽市意見の提出についてですが、一つはホームマックの店舗拡大ということで、周辺商店街への特に影響は必至だというふうに当然見なければいけないと思うのです。この間だけでも、例えばホームマックの取扱品目の関係で競合すると思われる市内の金物店、平成 10 年から 16 年にかけてでいえば、約 3 分の 1 が店を閉めているという状況です。29 店舗から 20 店舗になっています。特に手宮地域にあった金物店は 2 店舗ありましたが、今は 2 店舗とも閉めておられるという状況で、これはこれとして別の機会にまた大いに議論しなければいけないと思っていますところでは。

ここでは、知事に提出した意見との関係で一つ、まず特に今年は大雪ということもありましたから、夏場の渋滞問題もさることながら、冬場の道道と縦貫線、こうした道路の維持管理、これが大いに心配で何度か見に行きました。あそこは縦貫線が幅員で車道幅でいえば 11 メートルですね。それから、道道でいえば 10 メートルです。道道でいえば、危険がけ地側に当然歩道が入っていますし、予想される店舗側にも歩道が入っています。2 メートル少しの歩道が両側につきますが、冬場の除雪でいいますと、山側、危険がけ地の方には、雪を飛ばすというような状況にない地形なのです。ですから、今年の冬なんかも見られたように、この道路はそれぞれ片側 1 車線、車がかろうじて行き来できるという状況で推移していると。こういうときに道路を横断して店舗に入っていかなければいけないと。渋滞問題はそれはそれとして大いに問題ですけれども、こういう冬道の歩行者や来店者などの安全確保からいっても、そういう問題が大いに心配されますが、その点についてはどのように見ておられますか。

(経済) 本間主幹

今、ご質問のありました特に冬期間の買物客を含めての安全対策についてということですが、小樽市としてこの出店の届出書を受けまして、北海道の方に交通安全対策を含めて、そういった要望をしているところでございます。この内容につきまして、北海道の中で大規模小売店舗立地審議会を開催して、今協議中ということですが、その中で北海道として意見を有する場合には、建物設置者に意見を伝えるということになっております。それと並行してといいますか、その中で今後、特に今年のような大雪の中でそういった歩行者の安全対策というものにつきまして、十分に配慮をしていただきたいということは、出店者の方にも申し伝えていきたいというふうには思っております。

古沢委員

縦貫線の右折に関してですが、車道部分は 11 メートル幅ですから、今は中央線が入って両方に 5 メートル 50。おっしゃられた意見書どおりでいいますと、片側を何メートルか広げるわけですね。つまり片側が減るわけですが、具体的に、どのような意見を持っておられるのですか。

(経済) 本間主幹

小樽港縦貫線に面する入り口がこの届出書におきましては、そこを利用する買物客が相当数多くいるというよう

な計画になっているものですから、現在、特に行楽シーズンにはあそこの縦貫線が混雑するという状況がございます。それに加えて、新設店舗の設置ということになれば、やはり渋滞がさらに増えるということも想定されるものですから、縦貫線に面する入り口は右折して店舗に入らなければならないような状況になるものですから、考えられる方策といたしましては、センターラインを店舗側にある程度寄せて、つまり右折車両の入庫待ちの車が並んだとしても、そのわきを通して祝津方面に行けるように、そういった整備について検討していただきたいということの内容で意見を出したところであります。

古沢委員

専門的にはよく承知していないのですが、一つの商業施設が立ち上がって、それまでの道路をそういう形で変えざるを得ないということ自体が、ここに立地するというこの問題点ありかなというふうには思うのですが、この点については公安委員会側とは意見交換はもうされているのですか。

(経済)本間主幹

建物の設置者側が公安委員会と一、二度折衝しているというふうには聞いております。

古沢委員

もう一点です。仮に市長の意見が上がりますが、この後、知事側ではどういう手続的に流れていくのかということと、もう一つは、仮にですが、市長の意見は意見として、知事としては特段それは知事名で上げるに及ばないということで意見なしというふうになった場合に、前回は尋ねましたが、立地法上前倒しでゴールデンウィークにでもオープンできるのかという話をしました。状況はどうですかね。

(経済)本間主幹

今、市からの意見の提出を受けまして、北海道において大規模小売店舗立地審議会を開催して内容について検討していると伺っております。今、委員からご指摘のありました仮に北海道として小樽市の意見に同意しないといいますが、意見なしとした場合には、大店立地法上はこの時点で手続が終了しますものですから、それ以降に当初 5 月 30 日を开店予定としておりますが、繰り上げてのオープンということは可能になります。

古沢委員

可能になるということは、大いに可能性ありという意味ですか。

(経済)本間主幹

大店立地法上の手続、法律的にはそういったことで可能になりますが、ただ、ホームック側と情報交換しましたところ、今年の大雪で少なくともゴールデンウィーク前後といいますが、その期間のオープンというものは物理的に難しい状況にあるということは確認しております。

古沢委員

はい、わかりました。

フィッシュミール関係について

次は、フィッシュミールの関係です。13年の第1回定例会で提訴をするということを議会に諮りました。当然提訴ですから、市が原告側になるわけです。裁判で争うというわけですから、一般常識でいえば勝ちに行くわけです。相手を懲らしめに行くわけです。裁判の力をかりて勝ちに行ったわけですが、今度の和解をどう見るかということなのですが、1億5,000万円の支払を求めて訴えたわけですが、1,000万円で和解ですね。金額的に言えば、原告側である市の一方的な譲歩による和解というふうに、その限りでは見ざるを得ないし、そういう評価になるのではないかというふうに思うのですが、言い方を変えれば、最終的に裁判で争った場合には、原告側が敗訴をするというような危険も、極めて深刻な状況の裁判だったのではないかというふうにも見られるのですが、いかがですか。

(経済)産業振興課長

フィッシュミール裁判につきましては、平成13年の第1回定例会で訴えの提起をさせていただきまして、その中

で議決をいただき、訴えを起こさせていただきました。平成 13 年の 5 月から裁判が始まりまして、現在まで 33 回ということで 3 月 14 日に和解ということになりましたが、この間、原告側、被告側それぞれ意見陳述又は証人調べを行いまして進めてきたわけではありますが、その間 15 回のときに裁判長からぜひ和解に向かってはどうかという話がありましたので、ただし、その中で裁判長としては、現在までの主張の実証の状況とかを整理しながら、被告人の皆さんの生活原資の確保の必要性ですとか、又は支払能力の点も考慮するというような形を言っておられましたので、その中でテーブルに着いてそれぞれ話し合いを持たれたわけですが、その間、裁判長としての、いわゆる裁判所としての和解案を提示させていただきましてということで、昨年 9 月 10 日に裁判所からの和解案の提示がされまして、そこからまた協議をした中で今回決まったものでございまして、和解に至ったものでございまして、そこで双方等の意見を聞いていただいて裁判所がその判断をした中で和解に至ったということでございます。

古沢委員

皆さんもご承知ですけれども、13 年のときに特に議会では大いに議論になりまして、我が党はこの保証人に対する提訴に反対をしました。議論の経過の中でいろいろな問題が出てきました。例えば納入通知書の発行とか、法律的に効力を持ちうるのか、督促状の発行とか、そうした手続的な問題や、しかも議会に提出いただいた資料としてのこれらの書類のうち、おおよそ偽造としか考えられないというふうな問題もあったりして、こういう状況で市民を相手に訴えに出るといことはだめだという、そういう立場をとったのですが、結局和解は 1 億 5,000 万円のうちの 1,000 万円ですから。裁判に打って出るまでもなく、市の独自のというか、独力のというか、そういう努力の中で解決することが果たしてできなかったのかということは、この結果から見れば、またどうしてもそう思わざるを得ない、そういうふう思うのです。その点はどんな思いでしょうか。

経済部長

13 年 3 月、たまたま担当課長をしておりまして、当時保証人の方との交渉なども担当しておりました。今、お話がありましたけれども、私どもも決して裁判をしたくてしたということではなくて、平成 13 年 3 月に議案として訴えの提起を出したときに、実は目の前に時効が迫っていたというぎりぎりの判断の中で裁判をせざるを得なかった状況であります。私たちも円満解決をしたいということで、もちろん現実には交渉を始めたのは平成 9 年くらいからですけれども、9 年、10 年、11 年、私 11 年に来ましたが、4 年間交渉してきてお互いに歩み寄れなかったという中で、ぎりぎりの判断で裁判をしました。そういう面では決してやりたくてやった裁判ではなくて、我々も円満な解決を図るという大前提であった。ですから、裁判の中におきましても、決して私どもとしては主張はしましたけれども、結果として、先ほど出ました和解金 1,000 万円という金額が妥当なのか高いのかという議論は一方に置いておいて、長い期間かけてお互いに議論した中で、特に現実には市長からも申し上げましたが、7 人の保証人の方の 4 人がもう既に亡くなっていて、その相続した息子さんや奥さんという、当時の事情がわからない方々を相手の裁判という、そんな中で現実には支払能力やそれぞれの生活のことを考えた裁判長の判断というのは、我々としては重く受け止めるという、そんな判断をして今回結審に至ったと、そういうことでございます。

古沢委員

いろいろ複雑な中身が含まった懸案事項だったのですが、市が提訴するに先駆けて保証人側から債務不存在ということで訴訟が提起されたりしました。そういうことで、いわば世間でいえば勝ちに行っただけでも負けたというような、そういう一部には評価が広がりつつあるのですが、単純にそうだけでは見られないという問題がこの中には含んでいるとは思っています。

今日は一、二点伺っておきたいと思います。

1,000 万円で和解ですが、昨日大畠議員も質問されておりましたけれども、裁判費用、特に弁護士費用がこれまででかかっているものは幾らですか。

(経済) 産業振興課長

現在まで裁判費用としまして着手金が 399 万円、あと公判費用ということで 33 回行われておりますので、掛ける 2 万 1,000 円で 69 万 3,000 円、また、途中でお亡くなりになった方がおりますので、その分で相続財産管理人の選任申立てを行っておりますので、そのために 50 万円、計 518 万 3,000 円となっております。

古沢委員

今、扱いは変わっているようではございますけれども、その当時は基準にしたのは、ここに札幌弁護士会の報酬規定というのがありますけれども、これが基準になっていると思うのです。これで事件の内容によっては 30 パーセントの範囲内で増減することができるということで、基準額から 30 パーセント減額の着手金、それから出廷費用、相続財産管理人の選任にかかわって 50 万円。実は和解で一段落したわけですから、これは必ずしも成功報酬とは言えないとは思いますが、それにしても報酬金がさらに弁護士に支出されることになります。幾らになるかはこれは弁護士とこれからの決めでしょうけれども、その当時の基準にしていた弁護士報酬基準で見れば、どの程度になりますか。

(経済) 産業振興課長

今回和解になりましたので、和解の中では基準となりますのが 1,000 万円となります。その中で計算されますと、以前でいえば 118 万円ぐらいと今考えておりますが、あくまでもこれは基準でして、今は自由化になっておりますので、その中では小樽市と弁護をやっていたいております弁護士との話し合いになると考えております。

古沢委員

着手金と同じように、この場合 30 パーセントの減があったとしても、合わせますと弁護士費用だけでも 600 万円から 640 万円弱という費用がこの事件ではかかっているわけです。すぐ私なんかは 1,000 万円引く六百何十万円かと。そうすると、何だこれは、三百何十万円かというふうに思ってしまうという、和解の内容に関連していえば、そういう疑問が出ました。この上 100 万円の弁護士費用の支出、いかなものかというふうにならぬ率直に思いますので、これは月々 10 万円払っている顧問料の範囲で何とか負けてもらうというぐらいにはならないのですかね。

(経済) 産業振興課長

先ほどあくまでも報酬の標準額 118 万円でそのおおむねの 10 パーセント前後ということで計算されていくとは思いますが、実質はその話し合いの中で決めていくものでありますので、これについてはこれからの話し合いになるというふうに考えております。

古沢委員

もう一つ、これはちょっと宿題として依然として残っている点だと思うのです。それでお尋ねしておきたいのですが、その 13 年のときの議会におけるやりとりの中で、主に我が党の北野議員と、それから市民クラブの大島議員がこの問題を取り上げていたのですが、そのどちらも結果として、これまでの不手際といいますか、北野議員に言わせれば不作為による、そういう損害を市に与えているのではないかと。処分問題でないのかというふうにお尋ねになっているのです。大島議員も同じような趣旨のお尋ねをしていることがあるのですが、これに総務部長がお答えになっているのですが、これは今日答弁とかというのではなく、その答弁では、裁判所の判断、結果によって検討するかどうかなりますというふうにならぬ答弁されているのです。これは裁判が終わったからといって、議会との関係でいえば宿題として残っている。いずれにしてもきちんと整理がつかなければいけない問題ですから、この点は指摘しておきたいと思っております。

市有林の処分について

市有林の処分についてです。蘭越にある山林、約 1,000 ヘクタール、これを売却、売払いをしたいということのようなのですが、最初にこの問題が持ち上がったときに一定の説明を受けました。それによれば、この市有林というのは昭和 16 年に民有林伐採跡地を国から買い取った、その後、23 年から 27 年にかけて一部国に収用されて、現

在の面積になったものであるというふうにされています。

そこで、先に伺っておきたいのですが、法律上のことでいえば、底地、土地、山林とそれから立木、立木も不動産ですから所有権保存登記がされてしかるべき財産です。それがどういうふうな扱いになっているのかと。所有権保存登記がされていれば、登記簿上その立木群がどの位置にあって、どれだけの地積があって、樹種は何で、数量、樹齡がどうだということが登記上わかるのですが、もし登記がされていないのだとしたら、それにかわるものから今言った点についてわかる範囲でお答えください。

(経済) 農政課長

確かに立木群におきましては、立木も登記ができるということとされておりまして、小樽市においては、土地も小樽市のものでしたものですから、立木について登記はしてございません。それにかわるものとしたしましては、森林整備台帳というものがございまして、そこから拾った数字ですけれども、蘭越町の山林、面積は約 1,067 ヘクタール、材積につきましては 7 万 7,151 立方メートルというふうになってございます。あと、人工林、天然林等の区別がありますけれども、人工林につきましては、針葉樹が面積約 520 ヘクタール、材積につきましては 3 万 5,215 立方メートル、広葉樹につきましては面積が約 10 ヘクタール、材積等については記載がないというふうになってございます。それから、天然林が面積約 519 ヘクタール、材積につきましては 4 万 1,936 立方メートルとなっております。

古沢委員

この話を伺ったときに、これは必ずしも公式な見解ではなかったと思うのですが、ヘクタール当たり 10 万円ぐらいかというような話があったものですから、それで単純にいても 1 億円の財産ですね。地元の人に聞いたら、いやいやそんな安くはないという話もあったものですから、山に多少知識のある人間に現地に飛んでもらいまして、そんな安いはずないとその人は飛んだのです。帰ってきて、木がだめだと言うのです。だからそこそこそんなものかなという話があったのです。ああ、そうかそうかと思ったのですが、そこで鑑定の問題ですが、指名競争入札で行う場合に、この不動産鑑定に基づく評価額を基にして入札に当たっての予定価格を決めますね。まず、これは事前公表するのですか。

(経済) 農政課長

この予定価格につきましては、公表しないで一般競争入札したいと思っております。

古沢委員

立木と土地は、それぞれに分けて鑑定評価をしてもらったと。既に 1 月末に済んでいるということでした。先ほどの話からつなげると、おおよそ 1 億円を超えて、仮にその当時ヘクタール 30 万円する場合もあるという話、これも話ですから、そうやって考えれば、鑑定評価は 1 億円から 3 億円の間の間ぐらい、極めてアバウトですけれども、そういう鑑定評価が出されているのではないかというふうに思われます。そこで、地元から手が上がったという話がされました。仮にこの今言った鑑定評価が 1 億円に近い方でしたら、当時の状況でいえば、地元の林業関係者で手を挙げる人がいそだぞと。2 社ぐらいは手を挙げるのではないかというのが地元の関係者の話でした。仮にこれが 3 億円の方に近くなれば、ひょっとしたらこの 2 社も手を挙げないかもしれないという心配は私それなりにしているのですが、心配ないですか。

(経済) 土屋副参事

先ほど農政課長の方から報告いたしましたけれども、入札の参加申込みというのを私たち受けるようにして、その申込期限がちょうど今日ということです。

古沢委員

もうそんなに段取りされているの。

(経済) 土屋副参事

申込期限です。入札は 28 日ということになるのですが、郵送の場合は今日の消印まで有効という形でやっていますけれども、今日時点で既に 3 社というのですか、3 件の方から入札に参加したいという意思の申出は来ております。

古沢委員

そうしますと、3 社のうちの 2 社というのは地元の人だとは思いますが、1 社は必ずしも地元ではないのですね。

(経済) 土屋副参事

これどこまでちょっと申し上げていいのかわかりませんが、地元というのは蘭越町という意味では、もう一社の方は蘭越町ではございません。

古沢委員

そうしますと、入札が成立する可能性ありというふうに考えられますので、できるだけ高く成立していただいた方がいいわけですね。

参考までに昭和 16 年に伐採した跡地を買った山ですから、この間、植栽、造林、維持管理、重立ったものでけっこうですから、どういうふうにしてこられましたか。

(経済) 農政課長

確かに購入した山には植林してございます。それから、下刈りであるとか、除間伐を行ってございます。金額ベースで申し上げますと、平成 16 年度、今年度まで実施した事業の費用が 1 億 5,196 万 6,000 円、この費用の中には途中平成 12 年度まで伐採しまして、立木を売却したことがございます。その伐採の費用も入ってございますので、単純に木を育てるための費用だけではございません。この立木の売払いの収入が 1 億 3,255 万円、これは赤井川村の部分もございまして、立木の売却収入として市に入っております。

古沢委員

これはほかの山も入っているということか。

(経済) 農政課長

はい。そうです。

古沢委員

1 億 3,000 万円のうちに、蘭越町の山でいえば、どのぐらいなのか。

(経済) 農政課長

蘭越町の市有林でありますと、7,750 万円でございます。

古沢委員

そうすると、先ほどの経費で 1 億 5,000 万円というのも、これも蘭越町の山だけではないのですね。

(経済) 農政課長

失礼しました。申しわけございません。手元の資料では蘭越町の費用だけでございます。1 億 5,100 万円。

古沢委員

特に 3 地区あるうちの吉国地区、130 ヘクタール超の人工林ありますけれども、ここは特に樹齢が若い木が多くて、これは保育に手がかかるというふうに見てもらったときに言われていたところですから、この木が売却収入の中でけっこう占めているのかというふうには思うのですが、いずれにしてもぜひ順調に進んでいただければいいというふうには思うのです。

この後の見通しですが、入札自体は議会との関係が成立しませんが、契約の段階では当然これだけの金額、面積ですから、議会をくぐらなければいけないのですが、今の手順でいったら、順調にいけば第 2 回定例会ではこ

れが上がってくるというふうに考えていいのですか。

(経済) 農政課長

まず、今回 3 月 28 日の入札で落札をいたしましたら、とりあえず仮契約だけは締結いたします。それで、このような金額、大きなものですので、当然議会の議決を経なければならぬものですから、それを待って本契約となりますが、時間的にいきますと、第 2 回定例会までには手続的にはなるのかというふうに考えてございます。

古沢委員

1 億円の方に近いのですかね。3 億円の方に近いのですか。だめですか、それ言うの。

(経済) 土屋副参事

先ほど来申しておりますけれども、予定価格を公表しない形で入札をやることになっております。

古沢委員

予定価格を聞いているのではない。どっちに近いかなと。

(経済) 土屋副参事

控えさせていただきたいと思います。

古沢委員

石狩湾新港の速報について

次にお尋ねします。

報告いただいた石狩湾新港管理組合議会第 1 回定例会とは直接関係ないかもしれませんが、先日、新港の 16 年度の船舶の入出港状況と取扱貨物量についてニュースで流れていたのですが、16 年度の様況だけ、もし資料をお持ちになっていたら聞かせていただければ。

(港湾) 港湾整備室工藤主幹

石狩湾新港の速報でございますけれども、平成 16 年 1 年間の取扱貨物量は 329 万トンで対前年比では 97.9 パーセントとなっております。入港船舶数につきましては、1,953 隻ということで、対前年比 99.7 パーセントとなっております。

古沢委員

農業委員会の管内での定数見直し状況について

次は、農業委員会委員の定数等に関する条例案に関しまして、尋ねるといふふうに言っていなかったものですが、これも報告を受けながら、ふと思ってしまったものですから、これに反対するものではありませんが、管内の各農業委員会のこの定数問題見直し取組状況というのがもし手元の資料でわかれば、私の聞いた範囲では 10 を超える農業委員会が定数の見直し、つまり削減という取組をされているというふうにどこかで聞いた記憶があるのですが、資料はありますか。

農業委員会事務局長

後志管内の市町村の取組状況の資料を持っていますけれども、全部で 18 市町村出ていまして、これは昨年 12 月 10 日現在の資料ですけれども、管内で九つの町村で削減の方向で見直しをしているという情報を得ております。

古沢委員

道管理の漁港の管理経費について

あと報告事項からちょっと外れます。

道管理の漁港の管理経費の問題です。昨年からの問題を、提起はしてきたのですが、本来道が払うべきものをなぜ肩がわりして市が払ってきたのだと。きちんと条例に即して道に負担させるようにしてほしいというふうに話をしてきた点です。これまで道との関係でどんな状況になっているか報告してください。

(経済) 水産課長

漁港の電気料の負担につきましては、昨年の 6 月に意見・質疑があり、7 月 7 日になりますが、後志支庁長に条例規則に即した対応をとという要望・申入れをし、7 月 15 日に全道の水産課長会議の議題として提出し、市長会が窓口となり道の担当部局と協議をしてきているというところでございます。ただ、なかなか私の方でも情報収集あるいは進ちょく状況等について照会なりしても進まない、進展していないということなものですから、先月の 28 日に市長会主催という形で道の担当部局、それから市長会の会長市であります釧路市、幹事の室蘭市、我々、それと町村会の事務局を含めまして、私ども小樽市が出した要望等々について、その後の進ちょくあるいは道の方の対応について改めて強い申入れをしたというところでございます。

その 28 日の会議の中で結果としてどうなったかという部分についてちょっと申し上げますと、道の方も従来の平成 12 年以前の委任事務ということで市町村へお願いしていた部分と権限移譲という部分で地方分権の絡みで権限移譲してきた部分、道の考え方としては全面的に委任事務を権限譲渡したかったということなのですが、電気料の負担について権限移譲になじまないということで、宙に浮いたまま整理が不備だったというような状況になってきております。それで、北海道としましては、全道各地で漁業者が負担している、あるいは市町村が負担している、いろいろな状況の中で一定の検討については、まだ時間を要するというようなところで終えております。ただ、私どもとしましては、実際に担当するものについては、今の条例・規則に即した形に持っていき、あるいはきちんとした整理をしていただきたいということを改めて要望してきたというところでございます。

古沢委員

先ほど 12 年以前と言いましたけれども、11 年以前ですから。12 年以降は本来道が払うべきものになったのに肩がわりして市が払ってきていると。それで、今年度はこの旧条例でいえば軽易な維持補修、つまり三つの漁港、祝津、塩谷、忍路の三つの漁港の電気料や修繕料、これがどのような支出、16 年度決算見込みというよりもまだ 3 月ですから、見込みで、それから道からの交付金が幾らか。

(経済) 水産課長

3 漁港の電気料についての 16 年度見込みでございますが、道の施設ばかりでなく、市で保有するトイレ等の電気料も含まれますけれども、決算としましては五十一、二万円という見込みで押さえてございます。また修繕料についてでございますが、4 万 6,000 円程度ということでございます。これにつきましては、今、申しあげましたトイレの詰まりの解消あるいは冬期間の凍結による修繕という部分でございます。それから、16 年度の交付金の見込みということでございますが、15 年度実績に対しまして 16 年度に交付されるということでございますので 42 万 1,739 円、これは私どもの押さえている数字で出した概算額ということでご理解いただきたいと思います。

古沢委員

15 年度実績の 10 パーセント減ぐらいですか、今年度で入ってくるのは、42 万円ですね。

そこで、本当はこれ条例に基づかない不適正というふうにちょっとトーンを下げて言いましたけれども、違法な支出だと。12 年から 15 年までのことはとりあえず横に置いて、本年度、16 年度の予算執行上げはじめをつけてくださいよというふうに話をしていたものです。しかし、はじめがつかないと。17 年度の予算説明書を見ました。歳出科目水産業費の漁港管理費、ここの管理経費に 62 万円計上されています。それから、歳入の科目で言えば、道の支出金、総務費負担金、権限移譲事務費交付金 780 万円計上されています。このうちこのそれぞれ 3 漁港の電気料、修繕料、そして道から 17 年度幾ら交付金を見込んでおられるのか、教えてください。

(経済) 水産課長

17 年度予算の管理経費 62 万円の内訳でございますが、報償費として各 3 漁港に監視員をお願いしています。その部分が 3 万 5,000 円、以下需用費ということで 58 万 5,000 円でございますが、需用費のうち光熱水費、俗に言う電気料が 54 万 6,000 円、修繕料が 1 万 9,000 円、消耗品費が 2 万円という内訳になってございます。それと、こ

これは私どもの方の算出でございませんけれども、780 万円の権限移譲事務交付金のうち 50 万円ほどを見込んでいるというふうに伺ってございます。

古沢委員

16 年度ははじめがつかないと。17 年度の予算編成でも条例上どこにも根拠がないこの支出、歳出をまた計上してしまう。こういう方法しか市としてはないのですか。

(経済) 水産課長

道に要望申入れをした段階で、今後、新年度予算あるいは 16 年度予算も含めてそうですけれども、非常に市としては支出しづらいという部分の話を改めて 2 月 28 日にも道の方にはさせていただいたところでございますけれども、現実にご利用者があり、電気を消すわけにはいかない。また、夜間についても釣り関係等々でその場に立ち入る者もあり、そういう部分の安全等々を考えますと、直ちに電気を切るわけにはいかないということで、まず予算を計上した。また、足りる足りないという部分の問題がございますし、条例・規則上、交付金の中には電気料は含まれていないという部分は理解してございますけれども、一定程度の交付金が来ておりますので、それをもって当面充てざるを得ないのかということをお願いをしているところでございます。

古沢委員

今、おっしゃられたように 780 万円のうち 50 万円ほど見ているよという、その 50 万円の交付金というのは 12 年からそれまで 24 パーセントであったものを 18 パーセントに 6 パーセント減されて交付されている金額ですよ。つまり 12 年から軽易な補修、電気料については、これは道が負担をするというふうになったものですから、交付金が減額されているわけです。そういうふうを考えていくと、いつまでもこんなものを続けていくというわけにはいかないと思うのです。電気を消すわけにはいかないからといって、道がうんと言わない限り、全道の市町村の皆さんもずっと肩がわりを続けるのですか。どんな状況になっていますか。

(経済) 水産課長

今、委員がおっしゃられました部分を含めまして、道の方には早急な対応あるいは根拠の整理をお願いしているというところでございます。ただ、ほかの市町村、いろいろ負担形態が変わってございますので、道も時間がかかっているということで終始した 28 日の会議だったということでございます。

古沢委員

しっかり取り組んでいただきたいと思うのです。道の立場というのは本当に不届き千万で、仮にわかったと。私どもの方に移しましょうと言ったら、現在の道の対応でいえば、北海道が乗り出してきて受益者負担だと言いかねないような、そういう問題は一部、いわばもろ刃の剣みたいに、そういう心配もないわけではないのです。けれども、どうやって考えたって、この支出は少なくとも不適切でしょう。そういう問題が明らかになっているのに、新年度の予算編成上また組み込まれてくるというのは、相手のある話だとは言いつつ、これはしっかり取り組んでほしいと思います。

野菜産地復旧緊急対策事業について

それから、野菜産地復旧緊急対策事業というのが、国の 16 年度補正予算事業で急に立ち上がりました。本当に急に立ち上がりました。この事業の内容というのを、かいつまんで説明してください。

(経済) 農政課長

平成 16 年度野菜産地復旧緊急対策事業でございますけれども、これにつきましては、台風等により被害を受けた野菜産地の支援ということで行うものでございます。

古沢委員

台風 15 号から台風 18 号に係る農業関係、これを対象にするようなのですが、特に小樽の場合台風 18 号ですね。それで、これは全道的には支庁ブロックごとに区分けすれば、被害が最も大きかったのは空知、次いで後志ですよ。

そして、被害金額ベースで言いますと、農作物の被害も同じように空知に次いで後志です。援農施設関係、特にこの緊急対策事業の対象になっている具体的にはビニールハウス、これと言えば、後志では 4,500 棟を超えて被害をこうむっている。被害額 10 億円弱です。小樽におけるビニールハウスの被害状況はどうなっていましたか。

(経済)農政課長

台風 18 号によるビニールハウスの被害状況でございますけれども、被害農家戸数につきましては 78 戸、棟数におきまして 142 棟となっております。金額でございますが、3,156 万円となっております。

古沢委員

急に立ち上げたと言いましたけれども、本当に急だったのです。市町村に道経由でこの緊急対策事業の通知が出ているのが、去年の暮れですから、12 月 27 日付けで出ていまして、しかもこの緊急対策事業に乗りたいところは 1 月 6 日までに手を挙げろという、そういう通知が出るのです。笑っちゃうでしょう。小樽の場合は、6 日は仕事始めではなかったですか。対応しようがないではないですか。こういう事業が出たわけですが、実は一つだけ聞いておきたいのは、この事業、要するに台風被害に対する国の支援を受ける要件の中に、野菜の産地改革計画の策定をしているところというふうになっています。後志管内で産地計画が策定されていて、この緊急対策事業に手を挙げたところがいったいどこにあるのか。それから、小樽市のこの産地改革計画の策定状況はどうなのか。

(経済)農政課長

この緊急対策事業で管内で手を挙げたところというか、申請したところは、ようてい農協管内の真狩村の 3 農家がこの事業に応募したということでございます。委員がおっしゃいました野菜産地改革計画で小樽市についてはその計画を出していないわけでございますけれども、これにつきましては国から通知が来たときに、これの実施主体は農協なのですが、農協の方と協議いたしまして、この産地計画をつくるには小樽市では農業の規模と照らし合わせてそぐわないということで計画を策定しなかったものでございます。

古沢委員

確かにセーフガードの発動品目、監視品目を中心にして改革計画を策定するということになっていましたから、実態的に言えば、小樽の管内のハウス農家が産地改革計画を策定したら、こんなに便利なものだ、いいものだなんていうふうに受け止めたかどうか。それは「推して後志」というふうには思うのです。ただ、今後のことを考えた場合に、国の在り方も問題です。現地・現場でこれは役に立つと思わないようなもの、そして手を挙げているところがないから、結局産地改革計画を策定していたのはようてい農協だけでしょう。しかも、今度は助けてちょうだいと手を挙げたのは真狩村の 3 戸だと。これが 16 年度補正予算で緊急対策事業だというのです。とんでもない話です。ということを私は言いたくて、今、尋ねたわけです。こういう対応というのはとんでもない話だと思います。

ロケセットについて

最後に一つ、時間が来ましたので。

フィルムコミッション。第 2 ふ頭の 3 号上屋のロケセット、どうなるのか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

ロケセットなのですが、撮影終了後にロケセットの所持者であります松竹の了解の下、小樽フィルムコミッションがこのロケセットを活用してまいりました。現在、3 月末日までにこのロケセットを処分・処理していただくように松竹と詰めてございます。

古沢委員

この間、一般公開したのが何回ぐらいで、どのぐらいの方がこのロケセットを見にお出でになったのかということと、それこそ小樽フィルムコミッションとすれば、最初の映画のロケセットですから、特別な思い入れもあると思うのです。そういうようなこともあるのだけれども、3 月いっぱいというふうに腹はくくったと。それで、相手側は松竹ですけれども、松竹との間で 3 月末に撤去をしてもらえるということの見通し。それからもう一つ、一

般公開した最後に入場者から協力金、募金を依頼しているのです。この収入金額が幾らでどこで管理されているか。これを教えてください。

(経済) 観光振興室企画宣伝課長

まず一般公開ですが、合計 20 回にわたりまして実施しまして、延べ人数 5,628 名の皆さんに見学いただきました。ロケセットは小樽フィルムコミッションができてから、ことのほか思い入れの強いところであります。といいますのが、初めての映画撮影ということで、フィルムコミッションのメンバーがこの撮影に当たりまして、このロケセットをつくる段階でも、美術さんの指導も受けましてセットの一部をつくるのに協力もしています。また、炊き出しとかもここで رفتりとかして、物すごく思い入れはあります。それで、松竹の方からはロケセットについて、映画公開までとりあえずはまず保存活動ということでやってきたわけなのですけれども、その後も松竹の方からは、できれば無償譲渡をしたいので保存活動をしていって欲しくないかというお話がありました。何回か話し合いをした結果、最終的には昨年 10 月に行われましたフィルムコミッションの会議におきまして、状況をいろいろ勘案して、まず一つにはあそこがそもそも上屋ということで、港湾の荷役の目的があるということは、長期間保存していくことは難しいということがまず一つありました。それから、あと実際に開催するに当たって、一般公開するのに経費が 10 万円近くかかります。そういった経費の負担もあるし、それから何よりもいづれ保存活用が終了したときに、撤去しなければならない。そのときの金額がかなりかかりますので、これがかなり重い負担になって、ではフィルムコミッションでどうするのだということがありまして、あともろもろ映画が残念ながらそんなにヒットしなかったということですが、それからラブレターのように国内でヒットしなくても、海外でヒットすれば可能性がありましたので、そういうのも推移を見ていたのですが、海外の有名な国際映画祭にも当初出す予定だったのが出さないとか、海外での上映もしなくなったとか、いろいろ考えまして、最終的には小樽フィルムコミッションとしては残念だけれども保存活用はできないということで、無償譲渡の申入れをお断りいたしました。

それで、当初は撤去をできるだけ速やかにやってくださいということで話をしていたのですが、途中市内の企業などからの保存活用、移転して活用したいということの検討の申入れとかもありまして、その検討結果を待っていて、2 月の初めに先方の方からやはり検討した結果、どうしても活用できないということがわかりましたので、その時点で改めて松竹の方に申入れをしまして、3 月末まで、今、港湾部から借りていますので、それまでには撤去しようということで申入れして、今、詰めているところなのですが、あと残り 2 週間ほどになりましたので、今日も連絡がまだついていないのですが、今、鋭意やっていますので、3 月末までということで話はしているのですが、実際に取りかかってからの期間とかもありますので、今の見込みとしては 4 月にも最終的に撤去がずれ込む可能性も出てきていますが、できるだけ速やかに撤去していただくように詰めていきたいと思っています。

それからあと入場料の方の関係なのですが、20 回のうち 19 回を無料でいたしました。先ほども言いましたように、できるだけ多くの人に見ていただきたいと。でも、公開するに当たって経費がかなりかかるということで、協力をさせていただき意味合いで入場料をいただきました。その金額が 1 万 7,400 円です。一人 100 円いただきました。有料入場者数が 174 名でした。管理はフィルムコミッションの事務局の方でやっております。

古沢委員

これで終わりますけれども、港湾部長、使用料ゼロで貸し続けるというのもそろそろ終わりだね。けれども、今の話でいったら、すんなりいかないかもしれない。問題は松竹の方は無償譲渡の申入れをお断りした段階で、本来でしたらもう決着がついているはずだったのに、それ以降についても減免、ただの状態になっているわけですから、そういった面からもいろいろ問題は残るかとは思いますが、適切な対応をとっていただきたいということで終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

井川委員

ドリームビーチの駐車場について

まず経済部の方からお尋ねいたします。

先般、予算特別委員会で質問させていただいたのですが、どうも私として納得がいかないというか、思いが違うということで、銭函3丁目、ドリームビーチの駐車場のことについてお尋ねをいたします。

駐車場の管理経費として本年度 1,400 万円を上げております。この使い道について。

(経済)観光振興室観光事業課長

17 年度の予算 1,400 万円の歳出の主なものなのですが、駐車場の管理業務の委託の経費が 750 万円、だいたいこれは本年度 50 日ぐらいの予定です。それから、駐車場内、いろいろとごみとか捨てられますので、その処分関係の費用が 100 万円、それから春先夜に札幌方面の若い人の車が駐車場に入ってきてまして、けっこう乱暴な運転をすると。けっこうでこぼこができてしましまして、その不陸整備工事といいますが、砂利等を入れて転圧して平らにする工事です。それで約 260 万円ちょっとです。この三つでもう 1,100 万円いってしましますので、あと 300 万円は細かい駐車場の修繕代とか、それから日赤の詰所の関係ですとか、仮設トイレ、そういう費用が約 300 万円です。

井川委員

この費用というのは、昨年度と金額的にどのぐらい違いますか。

(経済)観光振興室観光事業課長

昨年は、当初予算から相当圧縮して頑張りました、昨年は決算見込みで言いますと 1,274 万 3,000 円ですから、今年の当初予算を約 125 万円圧縮した数字になっています。

井川委員

そこで私が不思議に思うのです。去年、実は平方メートル数にして 10 万平方メートルあったと。今年はずっと海水浴場の状態が非常に悪くて浜茶屋をセットバックいたしました。それで駐車場は五万何千平方メートル、半分以下になりました。それで経費は去年よりもかかっている、しかもこの間お尋ねしましたら、昨年が 1,420 万円の収入を見込んでいて、今年は 1,400 万円を見込んでいます。普通、私ばかりでなくて常識で考えたら、駐車するスペースが半分になったらこれは半分にはならないでしょうけれども、昨年 4,000 台が満車だと。そうすると 1,830 台が最高に入った日だと。そうすると 10 万平方メートルあって 1,830 台入ったと。そしてこの収入ですよ。1 台も入らないという日もあると思うのです。ですから、こういう部分で平均して 1,830 台というのが一番多い日だったと。今年は半分の五万何千平方メートルになった部分でこんなに台数は入らないと私は思うのです。それで今年度 1,400 万円を見込んでいます。例えば、歳出が 1,400 万円だから、では歳入も 1,400 万円見込もうということで私は簡単につくったのかと。それしか考えられないのでしたのですが、その辺いかがですか。

(経済)観光振興室観光事業課長

予算ですので、歳入歳出 1,400 万円組んでおります。ただ、1,400 万円の経費を使いまして、収入が 1,400 万円ですと、プラスマイナスゼロになりますと、今の貸付金の関係の利息分が払えないです。歳入歳出 1,400 万円ですと、利息分だけで約 113 万 4,000 円、これを一般会計から持ち出して埋めなければならないという事態になりますので、私どもとしましては歳入を上げて歳出を詰めてということで行っておきたいと。去年の段階も、ですから 1,400 万円に対して百数十万円圧縮しまして、その中から借入金の利息 1.375 パーセントなのですが、それを支払って、なおかつ 30 数万円のプラスで今までの借入金を埋めたという形になります。

井川委員

私の聞いているということは、駐車場が半分になったらこの見込みがいいのかということを知りたいのです。

1,400 万円が正しいのかということで、正しいという言い方はおかしいのですけれども。

(経済) 観光振興室観光事業課長

セットバック前の駐車場が約 10 万 3,000 平方メートルぐらいです。セットバック後がほしい 5 万 1,000 平方メートルぐらいになるのです。それで、駐車台数をはっきりはかったことはないのですけれども、おおよそ今までの形でセットバック前では 4,000 台ちょっとぐらいだろうと。セットバック後ではこれが半分の約 2,000 台になるだろうと。この前、予算特別委員会の経済所管で話したのは、今、委員おっしゃっていますとおり、一番入った日が 1,834 台ということですので、仮に 2,000 台としましても 1,834 台ですから、それでも若干のスペースは残るということですので、天候がよくて浜の状況がよければ、毎日満車の状態、不可能かもしれませんが、続きますと相当の歳入が上がるのではないかと考えています。

井川委員

もう何か計算的にいったら、非常にあやふやな、だれが見てもどうもおかしいと、何かマジックにかかっているような、そんな感じでございます。私もこの辺が納得できないのです。だれが見ても半分だから半分にはならなくても 3 分の 2 にはなるのではないだろうかと。見方が非常に甘いのではないかと私が指摘しましたら、決して甘くないとおっしゃるのですね。そこはそこであまり言うと、私もにらまれますので。

私が思っていることは 8,000 万幾らの借金があると。少しでも台数を入れていくらか借金を返していこうという姿勢が私にはあまりうかがえないのです。それで、大変なご苦労は観光事業課長はしているようですが、私の方には伝わってきていないということなのです。

それでいろいろとあれをしまして、ずっと見ましたら、私も何回か行ってみました。本当に何回も私も足を運んで行ってみました。自分の地域ということもありまして、皆さんからいろいろなお意見も伺っています。何とか私も皆さんができるだけ市の駐車場に入っていただけなものかと思ってずいぶん足も運んでみました。ところが、路上駐車が周りにびっしり入っていて、なかなか市の駐車場ががら空きなのです。何と情けないことかと思って私も見てきました。そうすると、やはり付近の住民いわく、市は料金が高いと。800 円だと。民間は 500 円だと。これは私はどう考えても納得できないのです。観光事業課長に私も文句を言いましたら、いやもう皆さんの条例で決めているのだから、これは条例だからとか、いや 800 円取らなかつたら市はやっていきませんと。そういうことではなくて、市の考え方というのはすべてそうなのかと民間の人が思うように、いつも平日も日曜日も満車にできるような料金にして、あまりあけておかないで、そして入れて、薄利多売というのですか、そういうことも考えてはいかがなものかと思うのですけれども、そういうふうに言ったら、いやいやもう絶対市は 800 円取らなかつたら今年はやっていきません。何か私はこれで非常にがっかりしたのです。

ではそれを少しでもたくさん台数を入れて、なるべく路上駐車をさせないで市も 500 円にして民間並みに下げて、そしてお互いがどちらもいいようにして、若い人も 500 円だったら入ります。800 円となると、たった 300 円しか変わらないけれども、入りづらいのです。皆さんもそうおっしゃるのだから、私も一度やってみてはいかがですかと。やってみてだめだったら、また 800 円に戻せばいいのですよ、同じだったら。ですから、業者が、組合長なんかでも本当に苦労されて、駐車場に入って駐車券を見せれば、サマーベッド、それを無料で貸しましょうと、そこまで業者が非常に苦労して知恵を出して頑張っているのに、なぜ市側が全然協力しないのだろうかと、こういう部分があるのですよね。ですから、その辺をもうちょっと頭を切り替えて、条例というのは市や皆さんでつくった条例ですから、変えることはできると思うのです。だから、この辺でもう少し収入を上げて、例えば 500 万円でも 300 万円でも毎年返していこうとこういう姿勢が全然見られないなと思って、2 年間ぐらい見させていただきました。2 年ぐらいは非常に天候が悪くて、セットバックする前の浜は本当に自殺するような、こんな高くて、私のこのぐらいありました。飛び込んだらどうやって上がってこようかな。はしごをかけるのかなと、そんなふうに思っていた浜ですから、自然は過酷で金額的な予測もつかないと思いますけれども、ちょっとこの辺一考が必要なのではない

かと思えますけれども、経済部長、どうですか。

(経済)観光振興室長

おっしゃることはよくわかるのですが、この駐車場を小樽市が運営しているという趣旨は、これまでも説明をしているとおりに、平成 7 年度に貸し付けたものの金額の償還ということが第一の目的なのです。もちろん、これは駐車場を開設するに当たっては、海水浴客の利便性を図るといっても、またあわせて目的にもなっていますが、そうしたときにこれまでの推移を見ていると、今まで一番よかったのが平成 11 年度、収入で 3,700 万円以上ございました。このときはやはり駐車台数も物すごく多かったという、そういう順調な形で推移していれば、これは 800 円であろうが 500 円であろうが、それは利用する車は毎年一定程度は確保できているというところがあります。ただ、この間、こしばらく冷夏ということもございまして、利用台数が非常に減ったと。こうなりますと、私どもも償還を目的にしてやっていることですから、償還に結びつく利益が上がらなければ、これはやっている意味がございませんので、過去にというか、償還計画はございましたが、こういうものも今赤字の状態では計画どおりの返済は難しいということで、今過渡的に償還を幾らできるかということではなくて、とりあえずこの駐車場の開設を維持できるかどうか、こういうことでやっているところです。といいますのは、先ほど言いましたように、赤字の状態が続いていましたから、これからも運営が可能かどうかということ、今やりながら見ているということなのです。昨年たまたま若干の黒字を見ました。30 数万円ですけれども、かろうじて収支バランスが保てたというような状態でございますので、そういう中でこれを委員がおっしゃるように 800 円から 500 円に引き下げた際に、果たしてこの支出というのでしょうか、維持管理費を賄えるだけの駐車台数が確保できるかというのは、今は読めない状態なのです。ですから、これが一定程度の台数を確保できるということがはっきり見込めるような状態になりましたら、その段階では 800 円を 500 円なり、減額をするというようなことで利用促進を図ることも考えていけるのかということが今の状況でございます。

井川委員

聞けばもっともだと思うのですけれども、ですから私は毎日 500 円ということではなくて、日曜日は 1,000 円取ってもいいかと。全部が毎日 500 円にしなさいとは私は言っていないのです。今、私は平日と申し上げました。平日市が 800 円で民間が 500 円なら、普通の人方はなぜ市が民間より高いのと。それがちょっとおかしいという部分があるので、私はこれはもっともだと思うのです。そして、日曜日が 1,000 円であってもこれは皆さん入ると思うのです。けっこうそれなりに台数が来ていますから。ちなみに石狩なんかは無料でございます。今、実は私スキー場なんかに行っても、昔はスキー場 1 日 500 円、1,000 円取られました。今、朝里でもどこでも、駐車料金を取ると客が来ないそうです。非常に収入が上がらないということでだんだん無料になっていく駐車場が多い中で、何で市だけが 800 円取るというそういうあれに関して、かたくなに、いやいやこれは収支が合わないからこうなのだという理由もわかります。ですけれども、500 円にしてやってみたら、きっと満杯になるのではないかと私は思うのです。ずっと周りにいる路上駐車している車が入ってくださるのではないかと私は思ってそういうふうに言ってみたのですけれども、今、おっしゃったのを聞いたら、どうしてもこれは大変だと。収入が上がらなければ困ると。例えば 800 円で半分しか入らないよりも 500 円で満杯に入った方がいいのかと、私はそういう方法もいいのではないかといいことであるといふと申し上げました。そのあれはよくわかりました。

駐車料金はこの辺で。

それで私、これは市で全部管理するのではなくて、赤字が今あるから大変でしょうけれども、民間に譲っていくというような方法は考えておりませんか。

(経済)観光振興室長

繰り返しになりますが、やはり償還ということが目的になっていきますので、私どもが管理委託というか、指定管理者制度を適用して駐車場経営が可能だとしたら、そこから上がる収益の中から償還金に充てられる金額をいただ

けるのであれば、そういうやり方も可能だと思います。そういうふうに駐車場を民間委託にするのであれば、その前段では償還金自体の取扱いをどうするかという問題も解決しない限りは、そういう手続にはまだ踏み込めないということがございますので、ご理解をいただきたいと思います。

井川委員

駐車料金、よくわかりました。

旧手宮線の活用について

それでは次に、旧手宮線の活用についてですけれども、山口委員が何回か質問しましたけれども、実は今非常に運河とかなんか小樽の観光については、もう見尽くして、何となくどこに行っても同じような場所ばかりだということで、旧手宮線というのはちょっと変わった観光のスポットかと思うのです。それで、あまり線路の上で何かするとか、線路のそばで何かするということが、まずほかの地域に行っても見当たらないと思うのです。それで、非常に今新しい何かを見出さなければ、だんだん観光客がじり貧になってきていまして、こういう上向きの上昇でないものですから、何か新しい、小樽に行ったらこんな変わったこんなすばらしいあれがあったのだよと、そういう部分で何か考えていくという方法について考えておりませんか。

(経済)観光振興室長

手宮線のお話が出ましたけれども、これまで民間の方でトロッコを手宮線の線路を使って実験的にやってみたということがございます。好評であったかどうかというのはわかりませんが、民間の方においてもそういうような工夫なりをされておられるということに対して、我々も注目しているのですけれども、現在、私どもの方では手宮線だけではなくて、前にも山口委員からご提言がありましたけれども、運河と手宮線と既存の商店街、こういう中心部を横に結ぶ3本の線をどういうふうにリンクしていくかということを考えています。もちろんこれは観光振興室だけではなくて、まちづくり推進室、その他関係の団体、民間の方も含めてこれからまた検討していこうと思っています。そういう中で、今、委員がおっしゃっているように手宮線はその中心というか、真ん中に位置するものですから、この観光客が集客するゾーンと市民の生活ゾーンとをつなぎ合わせている結節点になりますから、そこでの位置づけなり、機能特性、こういったものをうまく使えるような、あるいは工夫をできないだろうかということの調査も含めて、そういうところで話し合っていきたいと思います。

井川委員

大変難しい、なかなかはいという一朝一夕にそうすぐに答えは出ないと思います。ですけれども、旧手宮線は非常にもったいないと、皆さんおっしゃっていますので、できるだけ活用方法については、例えば市民の皆さんからアンケートをとるとか、あるいは東京方面なんかから来ても、やはりそこをどういうふうに行っているのか、昔に小樽に住んでいた方たちは、非常に手宮線の活用を期待しているというか、そういう部分も私よく聞きますので、そういう部分からでも、例えば関西小樽会、ああいうところを使ってアンケートをとってみたり、東京の方たちのアンケートをとってみたり、いろいろな部分から広く募集してたくさん募集すればたくさんアイデアが出ると思うのです。小樽市民だけでは、固定観念で固まってしまってなかなか出ないので、いろいろな部分からそういうアンケートをとってみることも一考かと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

(経済)観光振興室長

先ほどの私の答弁の続きになりますが、今、観光振興室とまちづくり推進室では、国の経済産業省の集客交流促進事業という事業に手を挙げようかということで、今、資料等の作成をしているところです。これは既存の施設、観光スポットも含めてですが、そういったものの有機的な連携という部分の活性化、それから今文字どおり集客交流を図る上での活性化策等をどうやって打ち出していくかということなのですが、その前提になるのは調査事業なのですが、そこで委員がおっしゃるとおり、さまざまな方からアンケートという、あるいは意見ということで集めて、それを基にこういったものが、ハード面は難しいかと思うのですけれども、ソフト的に新たな事業を興せるだ

ろうかということも研究していきたいというふうに考えています。

井川委員

そういう国の募集しているものについてはどんどん手を挙げて、ぜひ小樽を活性化してください。経済が活性化しなかったら、いくら頑張っても景気はよくなると思うので、私も議員になりまして、どこに行っても小樽にどこか結びつくところはないかと、このごろは物すごく注意をしながら、興味を持ちながら、一生懸命まちの中を歩いています。先日も旭山動物園のあそこのあれを聞きましたら、30 人いて 29 人が全員動物園をつくるのに反対だったと。たった一人が賛成したということなのです。そのお話を聞いて、私は感動したのですけれども、もう一度よく詳しく中身を聞きたいと思ったのですけれども、一人をとったという市が物すごく立派なのですよね。普通であれば、30 人のうち 29 人が反対だったら、絶対やりませんよね。まず否決されてしまうのが当たり前なのです。たった一人の意見が通って、今、日本一の動物園になっているのです。そのとき、はいだめです、もうこれは完全になくしましょうとやめてしまったら、今の旭山動物園はないのです。ですから、そこは思い切った発想の転換でしかないと思います。

都通り商店街について

ですから、私も都通り商店街について、今、そこを言おうと思っているのですけれども、あそこに行くと非常に暗い感じがして、せっかくお金をかけたアーケードが今死んでいるような状態でございます。しかも、火事になって、本当に二重の遭難というか、三重の遭難というか、あまりいい結果ではない。小樽駅にも近くて、そして真っすぐ下がっていく観光エリアのちょうど中間にあって、非常に人通りが少ないですよね。小樽の「館」のあたりのあの辺の花園銀座街、あそこから見たらアーケードがついていて、冬なんかは雪も逃れるし、雨も当たらない。非常に環境的には恵まれていながら、何かあそこの都通りは死んでいるまちなのです。ですから、ちょうど道路の中が広いですから、何か毎回いろいろなイベントをやっていたとか、例えば札幌なんかに行くとかやっていますよね。地下街に行く时必须ギターを引いたり、三味線を引いたり、いろいろなイベントをやっている、どこかここに必ず人だかりがあるのですよ。小樽は札幌と人口が違うから一概には言えないのですけれども、何かだんだんと札幌の狸小路に近くなってきている状態です。狸小路は駅から相当遠いです。電車に乗っていかなかったらちょっと行けないのですけれども、小樽の場合は徒歩で行っても本当に 1 分とかからないところに都通り商店街があって、非常に活性化していないというか、活性化するのが難しい場所というか、そんなアーケード街でないかと思うのですけれども、これについて。

(経済)本間主幹

今、井川委員から都通りに対して手厳しい評価をいただいたわけですが、都通り商店街も昨年までは空き店舗も二、三店という状況でした。過去においてはソフト事業に非常に力を入れて、全国元気のある商店街 100 選というものにも選ばれた商店街であります。けれども、空き店舗が今増えて、なおかつ今年の 2 月の火災で 4 店が焼失するというような大変な状況にある中で、確かに空き店舗が発生するということは、商店街のにぎわいが失われるということで、にぎわいを目指すためにいろいろな商店街としてもソフト事業に取り組もうとしているような状況にあります。そういったしましても、商店街の予算が限られておりまして、もちろん市の財政的にも従来型の補助金を中心とした支援というものもなかなか難しい状況にある中で、例えば過去においてやっておりました各種団体があそこで音楽を演奏するだとか、また後志の無農薬野菜の販売だとか、そういった人たちとの連携だとか、お金をなるべくかけないで知恵を出していく中でのそういったソフト事業の充実といいますが、そういったことに向けて今後とも商店街とさまざまな情報交換、意見交換はしてまいりたいというふうに考えております。

井川委員

大変主幹も苦労していらっしゃる、いろいろとアイデアを出してお金をかけないような工夫をしております。それで、お金をかけないついでに一つは女性の方がたくさん集まるのがフリーマーケットなのです。フリーマーケ

ットをすると、1,000 円のものでも 100 円で買えるとなったらわっと集まるのです。そして、集まったらそこだけでなくて、今度食事をするとかお茶を飲むとかいろいろ女性が出てきたらあの辺にぎわうのです。ですから、そういう部分でも、例えばそこを無料で提供する。もちろん、フリーマーケットなんかは非常に金額が安いですから、場所代を払うということになったら、これはあまり出る人がいないのです。ですから、無料でどうぞお使いくださいと。そして、あの辺のまちをにぎわしてくださいというそういう感じでお貸しするのでも一考かと思うのですけれども、いかがなものですか。

(経済) 本間主幹

確かに今空き店舗がいろいろある中で、何とかそれをどう活用していくかということは大事なことだと思っています。その辺につきましては、当然家主等の協力がなければ難しいという状況もありますものですから、今後とも井川委員からご提言がありましたそういった店舗活用、フリーマーケットとか集客に向けての活用について、家主の協力を得ながら商店街の方にも伝えていきたいというふうに考えています。

井川委員

フェンス周りの除雪について

それでは、今度は港湾の方に移りたいと思います。

先日の新聞にフェンスのところに大変雪が積もっているのが出ました。あれを読みましたけれども、意図がわかりません。それで、大変に除雪費がかかるということ。2,500 万円から 3,000 万円ぐらいかかるというような話も出ていました。

それで、あそこの雪かきをしなければどのような弊害が起こるか考えてみたのですけれども、私は考えつかなかったのですが、どうでしょうか。

(港湾) 港湾振興室小林主幹

ソーラスの保安対策につきましては、国内法なり、それに基づくガイドラインというのがございまして、それに基づいてフェンスのそばは 3メートル幅で少なくとも 1メートル 90 なり、2メートル 40 なりの高さを確保しなさいと。そうでなければ、乗り越えてテロリストが侵入するとか、そういうことはあまり想定されないのですけれども、形どおりに言えばそういうことございまして、それを確保しなければそういう危険が増大するという部分でございまして、ただ、除雪のことにしましては、なかなか小樽だけでもフェンスの延長が二千数百メートルもございまして、特に今年のような大雪の場合は、その部分をそのような形ですべて高さを確保するように除雪するとなると、先ほど 2,500 万円と言いましたけれども、そのような金額がかかるわけで、このような財政事情の中では特になかなか難しいと。それで、港はたくさんございますけれども、このように積雪の多い港というのは、北海道の日本海側の港、若干道北の港もあるわけですが、そういうところに限られているわけで、その国の財政措置自体が、そういう特殊なケースについてまでなかなか想定されていないと。一律にやられているということございまして、その辺何とか地域の実情に合わせたそのような措置もしていただければありがたいとは思っております。

井川委員

国で無理やりソーラス条約であれをつくらせたのですから、できるだけ小樽市の予算で除雪はしないように、ひとつ港湾部の方で頑張ってもらって国からいただけるようにしてください。本当に少しばかりのお金ではないですから、50 万円や 100 万円というのならまだ目をつぶっていいでしょうけれども、目のつぶれない金額でございますので、ひとつそうでなかったら雪かきはしないと、どんどん言うてください。そこら辺までも言って頑張ってもらって除雪費はいただいでください。苫小牧なんかは雪が降らないですから、そういう部分を基準にされたら困ると思うのです。ですから、豪雪地帯については、きちんと要求するものは要求するという姿勢で頑張ってもらいたいと思います。

小樽運河の浄化対策について

それから、この予算書で小樽運河の浄化対策事業費というのが五千五百万円ほど載っていますけれども、その部

分については私も勉強不足で、運河というものは一遍にばっと浄化するのかなと思ったら、違うそうなのですよ。それで、どのぐらいの期間で何メートルぐらい五千五百何十万円のできるものなのか、お知らせいただければ。

(港湾) 港湾整備室竹内主幹

今回の海域環境創造事業でございますが、これは運河の北側、北部運河のここの区間の約 490 メートルございませうけれども、その部分のたい積汚泥のしゅんせつ事業でございます。それで、平成 15 年から行っております。それで、平成 15 年、16 年と実施しております、17 年度の予算分としては、延長約 70 メートル、ヘド口のしゅんせつ量としては 3,000 立方メートルほどを予定しています。

井川委員

この金額で、たった 70 メートルしかできないのですか。そういう認識でよろしいのでしょうか。

(港湾) 港湾整備室竹内主幹

ヘド口のしゅんせつにつきましては、いろいろ方法がございます。そういった中で現場条件、その他を含めて、小樽運河の北部運河に関しましては、しゅんせつ船を入れてしゅんせつした後にセメント系固化材で固化をして産業廃棄物処分場へ建設残土と同じような扱いで投棄するという方法をとっております。それでいきますと、およそ 1 立方メートル当たりの処理料がだいたい 1 万 5,000 円から 1 万 7,000 円と、だいたいこの辺の金額になってございますので、その辺から計算しますと、だいたい今年の予算では 3,000 立方メートルぐらいということになります。

井川委員

運河のしゅんせつ、掃除しても残土が廃棄物でお金がかかるということで、私も全然知らなかったのですけれども、すべてお金がかかるということで、そうしたら 490 メートルについては何年にもわたってやるということでしょうか。

(港湾) 港湾整備室竹内主幹

今のところ、全体 2 年間やってきまして、あとは年度の事業費のつき方にもよりますけれども、一応今後 17、18、19 と 3 年間、ですからトータルで 5 年間を予定しております。総事業費としましては、だいたい 3 億 7,000 万円ぐらいというもろみであります。

井川委員

3 億 7,000 万円とかといっても、全部これは国から来るわけではないですから負担もありますよね。ですから、大変な金額だと思うのですけれども、こういう予算というのはこちらから請求をして予算はつけていただくのでしょうか。

(港湾) 港湾整備室竹内主幹

こういった事業を行うに当たりますと、国の補助事業のいろいろなメニューがございます。そういった中で該当するかどうかを国の方に確認しまして、事業として認めてもらうということになります。それで、お金につきましては、この事業によって補助率が決まっておりますので、その年度ごとに補助申請というものを行って事業費をいただくということになっています。

井川委員

運河はあちらこちらにありますけれども、小樽の運河といたしましては、そのたくさん数ある運河の中で、きれいさというのですか、きれいさと言ったら語弊があるかも知れませんが、水のきれいさといいたって、そういう部分についてはどの辺に属していますか。ちょっと難しい質問かと思いますが。

(港湾) 港湾整備室竹内主幹

確かにきれい汚いというのはあくまでも感覚的なものがあると思います。それで、全国的にどの辺の運河か全部を調べたわけではございませんけれども、経験的には例えば柳川の水路、船に乗っていくところでございます。そのほか屋形船のあるような東京近辺で見ますと、隅田川の周辺には運河がありますし、特に一番目につくのは私と

しましては、羽田空港に着いたらモノレールですずっと行くわけですが、その途中ずっと運河がございます。その辺を見ますと、正直なところ、私が今まで出会った中では小樽運河が一番きれいだというふうには自負はしているのですが、ただ順番とかどの辺というのは、答えづらい部分がございます。ただ、いずれにしましても、感覚的なものですから、これでいいということではなくて、今後も継続的に浄化に努めていかなければならないと思います。

井川委員

最近の小樽運河は、においもしないし、大変皆さんからきれいだと言われております。羽田なんかへ行くと本当に下が全然見えない。それから柳川なんかでもあまりきれいでない。船も乗ってみましたけれども、隅田川も決してきれいだとは言えない。それから見たら、小樽運河はやはり日本一かなと私は思っているのですが、日本一かどうかはわかりませんが、そのぐらい港湾部の方たちもいろいろと気を使ってきれいにして、観光の自然スポットですから、大変な力の入れようだと思いますけれども、ぜひ毎年予算をいただいてきれいにしていきたいと思います。私の質問は終わります。

小林委員

大店立地関係について

それでは 1 点だけ。報告事項で大店立地法に基づく小樽市の意見、今これの報告をいただきました。先ほど古沢委員の方から大変いろいろな形でご心配されて、いろいろな質疑を聞いていました。当然私も地元住民の一人として、先回の委員会の中でも説明会の問題も取り上げた経過もあります。私自身もあの道路は議会の代表質問の中で臨港線の手宮の五差路を通らないで、ともかくあそこを早く進めてほしいということで、古代文字のところから 660 メートル鱗友市場まで完成というか、早期建設していただいた、いろいろな過去の経過があるものですから、その辺から。あの道路の状況、現在でも高島から来るあそこの T 字型の交差点を出て、鱗友市場に向かう左側のカーブなのです。それから、鱗友市場のあそこもまた五差路といって非常に変則的な交差点。特にあそこは事故の多い道路で、過去私どもの地域にあって低学年の小学生がいるものですから、学校長、それから町内会長、そして P T A 会長の 3 名の連名で信号機の設置方を要望しているのです。それから、前にも朝市の鱗友市場の五差路の付近のカーブにも、港湾部をお願いしてカーブミラーの要請等々。非常にあそこは産業経済道路として大型車両が通行する、ああいう現状の中で、先ほど古沢委員のお話しされたあそこが適地なのかどうかということで、そういう今の道路状況の中で、今の建物の 3.7 倍というホームマックの建物が建設され、そして小樽市内からの簡単に言うと 3 倍の車が集まるのではないかということになると、私は市長の意見書として出した、今日は生活安全課はいないのですが、歩道とか信号機の設置とか交通安全に関するいろいろな小樽市の意見書が出されていますし、それが協議中ということで 5 月早々にオープンといたら、これはもう本当に地域住民から言わせると、大変な地域の状況ということを含めて、道路の状況とか、それから信号機の設置等々について過去交通安全対策でどのくらい経済部で把握しているのか。特に小樽市長としての意見書の中で、信号機というのは私のあれでは入っていませんでしたが、ともかく交通安全には十分対処してほしいという要請はしたようです。それから、公安委員会と出店者との間の話し合いもしたようですが、その辺の結果、どういう市長の意見書に対してのお答えというか、その期限というのはあるのですか。

(経済) 本間主幹

大店立地法の道に対する意見というのは、今、道の中で協議中でございますが、今月末若しくは 4 月の上旬には道としての意見のあるなしというのは出店者に通知を行う予定となっております。それとは別個に出店者側も、公安委員会といろいろ協議をしているということは聞いております。ただ、その中でこれは出店者側から聞いた範囲の話なのですが、警察、公安委員会としてはホームマック程度といたらあれなのですが、ホームマック

のほかに、例えば複合商業施設があそこに来るということであれば別ですが、ホームック単体としての交通量の増加というのは、公安委員会の判断としてはそれほど多くはならないのではないかと考えているというふうには出店者の側からは確認しております。また、信号機の設置につきましても、交通安全対策課の方から、過去において市長名で小樽警察署長に要望を出しているということも当然確認をしております、そうした過去の状況、そういったことを踏まえながら、今回信号機の設置についての検討といいますが、そういったことも意見書の中に盛り込んだところでございます。

小林委員

これで終わりますけれども、まず私が前段話したあの道路状況というのは大変な道路で、特に冬期間はほとんど車が見えない状況の中で生活をされておりますし、今回のホームックの出店について、先ほど手宮の大きな金物店 2 店舗が閉鎖をしたり、ともかくそういう状況は私方も非常に悲しい現実がありますし、地域住民にとってはこれは大型店の出店、そして既定どおりというか、そういうことで肅々と建設されるのはわかりますけれども、実際地域住民から言わせると、これからの交通安全というのはいったいどうなるのかという市民が結局かやの外に置かれたそういう経済活動というのは、低学年の子供が 2 人いるのですけれども、そうするとどうなるかということなのです。ですから、本当に問題が起きてからでは大変なことです、行政の範囲でいろいろな形で対処していただきたいと思います。私も以前も議会の中でも T 字型であそこは高島、赤岩、産業道路として、特に市営の水産卸売市場、それから物流の大型トラックの協会とかかなりの団体から名前をいただいて陳情を出した経過があります。そういう経過がいろいろありますから、そういう大変な場所ということを認識していただいて、これから行政のできる範囲で最大限努力していただきたいということを強く要望して、私はこれで終わりますけれども、経済部長何か。

経済部長

今のお話のありました件については、そのとおりというふうに思っています。それで、実は今回、意見を出すに当たって、関係部が集まって議論をいたしました。今、お話の信号機の問題を含めて、すべて前々からの動きも承知をしました。その中でかなり細かい意見を出したつもりでいるのです。我々としては信号機の設置の問題、付加車線の設置、それから誘導員を必ずつける。向こうの側の考えですと、つける時期が決められていたのですけれども、土日から祝日全部つけるということで、我々としてはかなり強い気持ちで申入れをしております。ですから、今、北海道の中で協議していますけれども、先ほど議論がありましたとおり、仮に北海道が意見なしということになったにしても、我々としては現場を見ながら、今後もそういった誘導員の設置だとかについては状況を見て申入れはしていくと、そういうつもりでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 55 分

再開 午後 3 時 10 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

斉藤（陽）委員

船舶油濁損害賠償保障法の影響について

私の方から 2 点、簡潔に伺いたいと思います。

まず、1 点目は改正船舶油濁損害賠償保障法の 3 月 1 日施行に伴う、いわゆる P I 保険、船主責任保険、この義務づけに関してのことですけれども、3 月 1 日以後小樽港の外航船の入港の状況はどのようになっていますか。

（港湾）港湾振興室横山主幹

3 月 1 日から 3 月 16 日までの数字でございますが、外航船につきましては 30 隻が入っております。昨年同期は 44 隻入っております。

斉藤（陽）委員

それでは国別の動きと伺いますか、前年対比でいかがでしょうか。

（港湾）港湾振興室横山主幹

ロシア船籍の船につきましては、昨年 25 隻、それに比較しまして今年 17 隻、北朝鮮につきましては昨年 1 隻、今年 2 隻、その他昨年 18 隻の今年 11 隻となっております。

斉藤（陽）委員

この中でいわゆる船主責任保険にかかわって 100 トンの以上、以下という部分、対象のものはどのようなのでしょうか。

（港湾）港湾振興室横山主幹

昨年同期はすべて 100 トン以上になってございます。今年につきましては、北朝鮮の 2 隻は 100 トン以下の船になってございます。

斉藤（陽）委員

ロシアの保険会社が国のそういう指定を受けられるかどうかというのが問題になっていたわけですが、このロシア関係の保険会社という部分は、結果的にはどういうふうになったのですか。

（港湾）港湾振興室横山主幹

国が指定する保険会社には認定されてございませんが、ロシアの保険会社を申請されて受理された保険会社は、現在 2 社ということの話を聞いております。その他ロシアの保険会社のもう一、二社ぐらいが今申請中だということ伺っております。

斉藤（陽）委員

ということは、その受理になった 2 社に加入していればオーケーだということですか。

（港湾）港湾振興室横山主幹

そのとおりです。

斉藤（陽）委員

何か稚内市の要望ということで、その地元のいろいろな関係業界団体とかが地場で、地元で肩がわりと伺いますが、そういうような動きがあったように聞いているのですか、これの情報というか、どういうふうになったのか聞いていますか。

（港湾）港湾振興室横山主幹

稚内市の民間の会社で保険の中間法人を設立しまして、資本金と伺いますが、基金を担保に座礁船などの損害に対応する金額を担保として基金としてございます。おおむね稚内、紋別の水産加工業者が中心になりまして、20 数社程度がそれに加盟しているという話を伺っております。1 社当たり 200 万円とか 150 万円とか各社が資金を出しまして、そういう基金が元となる形になりまして、その中間法人が認めた船について座礁した場合の損害のてん補

をするという内容と伺っております。

斉藤（陽）委員

さっきの出入港実績でロシアの場合には前年 25 隻に対して、今年 17 隻と若干減っていて、隻数では北朝鮮については 1 隻だったけれども今年は 2 隻と、100 トン未満ということで 2 隻に移行しているということなのですが、実際の経済活動に対する影響という部分で、影響があるのではないかとされていたカニだとかウニだとか、そういった部分の水産物の関係で影響は出ているのでしょうか。

（港湾）港湾振興室横山主幹

2 月の経常任委員会でも説明しましたが、3 月、その後も市内業者に聞き取りをしている中では、影響がないという意見が小樽市内の業界ではあります。ただ、新聞報道によりますと、稚内あたりでは影響が出ているという話がありますが、まだ 3 月の中旬ということで、我々としても推移を見ていきたいということで思っております。

斉藤（陽）委員

ということは、小樽港に運んでくる船は、いわゆる P I 保険に加入しているから問題ないのだということですか。

（港湾）港湾振興室横山主幹

すべてが今加入しているというものでもないです。そして、今、申請中だという船もあります。そういう意味合いで 3 月中は若干減のだろうと我々も予測していますが、現在のところはロシアの保険会社に申請、要するにロシアの保険会社はその船を認めてくれれば、日本政府としても拒む理由がありませんので、今までの経過から言えば、ロシアの保険会社に申請をすれば、ほとんどロシアの保険会社が肩がわりの保険に入れてくれるという情報をつかんでおります。

斉藤（陽）委員

水産物については、そういうことができるということですがけれども、北朝鮮関係の 2 隻、非常に小さい船だということで新聞などでもよく報道されていますけれども、こういった部分の影響といいますか、北朝鮮の部分については、実際に何か影響が出ているのではないかという気もするのですけれども。

（港湾）港湾振興室横山主幹

北朝鮮の貨物につきましても、聞き取り調査をしたところ、案外北朝鮮がだめならほかの国から引っ張ってくればいいというような機運もあったり、逆に北朝鮮からの貨物を重要視しているという話は我々はあまりつかんでいなかったもので、中には、なかったら北米とかから空輸したっていいのだという話も聞いております。現在のところ、昨年もそうなのですが、この時期北朝鮮からの貨物というのは、去年は 3 月 1 隻しか入っていませんし、だいたい多いのは夏以降に北朝鮮が入ってくる実績ありますので、現在のところその辺は推移を見守るしかないのかというふうに考えております。

斉藤（陽）委員

はい、わかりました。この P I 保険関係はこのぐらいにしまして、制度融資の状況を伺ってきたいと思います。

中小企業特別資金について

まず、マルチル資金です。中小企業特別資金、これのまず 16 年度の貸付状況、制度が 1,000 万円から融資限度額が 2,000 万円に増額になったと。期間も 7 年から 10 年に延長されたということで、使い勝手的にはよくなったという、そういう評価だと思うのですが、どうでしょうか。

（経済）産業振興課長

今、委員がおっしゃったとおり、平成 16 年度から融資限度額を運転資金については 1,000 万円から 2,000 万円に、また 7 年でありました期間を 10 年に変えております。その中では、実績を見ましても、今、12 月末までで実績の確認をとったところでございますが、15 年度の 4 月から 12 月までで実質 140 件で 7 億 5,300 万円ほどであったものが、16 年度につきましては 4 月から同じく 12 月までで 162 件で 10 億 8,600 万円ほどになっておりますので、そ

の点でも実績評価できるのではないかと考えてございます。

斉藤（陽）委員

今年についても予算的にも、これは預託ということで実際の貸付けとは違うということで、増額されているという部分もありますけれども、今年も伸びるだろうというような予想でやられているのですか。

（経済）産業振興課長

この制度につきましては、各金融機関の担当者の方、また各支店長にもご意見をお聞きしながら、ほかに各市内の企業、皆さん大変だということもありまして、1,000 万円から 2,000 万円に限度額を増額するのがよろしいのではないだろうかという意見、また期間も 10 年に延ばした方がいいのではないかとということもありましたので、それを踏まえて 16 年度スタートさせていただきましたが、17 年度につきましても、より PR はもちろん重要でございますけれども、活用いただけるものと考え、この預託金についても増額をさせていただいているところでございます。

斉藤（陽）委員

制度融資をずっと聞いていきたいのですが、経営安定短期特別資金、これも予算を見ますと 17 年度の預託ベースで増額になっているのですが、これについてはどうですか。

（経済）産業振興課長

経営安定短期特別資金につきましては、1 年間ということでの融資をさせていただいているところでございますが、15 年度で実質 45 件で 3 億 3,000 万円ほどになっておりまして、16 年度につきましても、今、4 月から 12 月現在で既に 34 件で 2 億 5,800 万円ほどになってございますので、これもやはり預託については前年の残高を含めて、また新規の部分を含めて預託金でございますので、増額をさせていただいているところでございます。

斉藤（陽）委員

新規開業、今回預託ベースを見ますと、半分というか、かなり大幅減額になっているのですが、これはどういうことなのでしょう。

（経済）産業振興課長

新規開業資金につきましては、平成 14 年に 2 件で 1,500 万円で行ってございましたけれども、そのほか 15 年度が実績としてなかったということもございまして、その部分では残額の部分、支払の部分が 6 件ほど残っておりますが、そういうことも踏まえまして、17 年度につきましては預託金が下がっているということでございます。

斉藤（陽）委員

制度としては、これはなくなるわけではなくて、貸付けも従来どおりの条件で引き続きやっていますよということですか。

（経済）産業振興課長

新規開業資金につきましても、やはり私どものところにご相談に来られる方、また商工会議所にご相談に来られる方につきましては、今回、平成 16 年度から一本化させていただいておりまして、商工会議所の方に来られるか、またこちらにも来られますけれども、そのときには開業なさるといったときには、専門家にご相談いただくような形で派遣をさせていただいたりしております。その中では、より最もその方に適合するもの、例えば国民生活金融公庫の利用ですとかございますので、そういう部分を含めて、すべて私どもの制度だけではなくて、ほかの制度でこういう制度もありますよというご紹介の中でやらせていただいておりますので、そういう部分ではこの後も平成 13 年から 14 年において考えてきました制度 7 本で今しておりますので、そのまま継続する考え方でやってございます。

斉藤（陽）委員

あと一般資金というのは、これは 3,500 万円の預託で全く前年と同じという、その一般資金というのは。

（経済）産業振興課長

これにつきましては、預託の中で政府系の金融機関でございます、その部分の預託を 3,500 万円とさせていただいております、政府系の金融機関をお使いになることもございますので、その部分での預託ということで 3,500 万円を計上させていただいております。

斉藤（陽）委員

あと経営支援特別資金、これが今回非常に半減という形で、内容的には 500 万円が 300 万円という形で、制度としては残すという形だと思っておりますけれども、これの利用状況と今年の考え方というか、預託金は半分なのだけでも、どうするのかということで。

（経済）産業振興課長

経営支援特別資金につきましては、商工信組が破たんしたときに、経営安定資金ということで、平成 13 年の支援をさせていただきまして、その後 14 年度から経営支援特別資金ということで融資制度を設置させていただいておりますが、14 年度については 45 件で 1 億 8,950 万円ということでございましたが、15 年度につきましては 13 件で 4,363 万円となっております、昨年の 4 月から 16 年度につきましては現在 2 件で 600 万円となっております。という意味では 13 年度からこちらを活用させていただいている中で、14 年度からは経営支援特別資金ということで進めさせていただいておりますが、ある程度一定の役割は終えたような傾向かということでは、事務局サイドでは考えているところでございますが、17 年度につきましては、継続してやらせていただくところでございます。

斉藤（陽）委員

制度としては存続するけれども、大きな意味での役割というか、これは従来の緊急安定資金のような形での貸付けというのが、違う貸付けに振りかわってきているというような部分もあるのでしょうか。

（経済）産業振興課長

今、政府の中でもセーフティネットですとか、そういう部分で非常に信用保証付に、あとはその部分では利用しやすくなっているということもございまして、その部分も私どもも紹介をさせていただいているところでございまして、確かに経営支援特別資金につきましては、事業継続も見込めますけれども、保証協会の保証付を得られない方ということになっておりますけれども、ほかのセーフティネットですとか、そちらの方でも十分ご活用をいただいている方もございまして、その中では平成 15 年についてはセーフティネットを使われた方が 172 件ございまして、平成 16 年度につきましても、現在で 118 件ございますので、そういう意味ではそちらの方にも振り向けられているということもあるかと考えてございます。

斉藤（陽）委員

最後の頼みの綱といいますか、保証付にならない場合の対応として、制度としては残しておくということだろうと思います。

最後に今はないのですけれども、緊急経営安定資金、こちらの方の預託というのがまだ 17 年度の予算にも計上されてきているのですが、これはどういうことでしょうか。

（経済）産業振興課長

緊急経営安定資金は 13 件で 3,700 万円ということでお借りいただいておりますが、その部分では期間 5 年間ということですので、貸付残額が残っておりますので、その部分で預託をさせていただいているところでございます。

斉藤（陽）委員

額は本当に少ないのですが、特別小口資金、これはどういう貸付けですか。

(経済)産業振興課長

企業を営む方の中では、小口で借りたいという方もございますので、今はもう既に統合させていただいておりますけれども、特別小口につきましては、平成 13 年 3 月 31 日で統合して廃止をさせていただいておりますけれども、その部分では、今、統合する中でマルタル資金なりでご活用いただけるだろうということで、個別資金については、50 万円とかそういう小口でお使いになる方もいるだろうということで設置させていただいていた制度でございます。

斉藤(陽)委員

そのないものがこれも残額ということなのですかね。

(経済)産業振興課長

はい、預託させていただいておりますので、残額でまだ今まだ 2 件残っておりますので、その部分での預託ということで予算計上をさせていただいております。

委員長

公明党の質疑を終結して、民主党・市民連合に移します。

山口委員

空き店舗などの情報入手方法について

また、今いろいろ質問を聞いておまして、予定していた質問より先にちょっと思いついた質問を先にさせていただきます。

私ちょっと思ったのですけれども、先ほど井川委員からも商店街の空き店舗の話とかが出ていまして、今、斉藤陽一良委員から融資の方の話が出ておりましたけれども、要するに空き店舗にしましても、空き家にしましても、例えば小樽がこれだけ、かつてから見たら相当知名度が土地的にはあるわけです。そういう中で、例えば小樽に住みたいとか、小樽に移って何か商売をしたいとかというような、そういうニーズというのは他都市に比べて基本的に私はあると思うのです。例えば室蘭はどうか、小樽はどうかといえば、当然小樽の方があるでしょうということになります。かつて私も約 30 年前に小樽に来たのですけれども、それで 1 年ぐらい不動産屋を回って安いところを借りて、そこで住みながらいろいろ考えて商売を始めたということです。現在はもっと情報というのはとりやすい環境になっています。例えば東京にいる、大阪にいる。そしてホームページをめぐって小樽のまちというのはどういうまちなのかということを含めて、ニュースも含めていろいろな法人、また企業がホームページを持っていたらしゃいますから、それで検索をしているいろいろざんになるということだと思います。その中で、例えば不動産情報です。要するに、家賃はいったいどのくらいなのか。それから例えば商売しようと思って、どういうところにどういう空き店舗があって、権利金や敷金がどのくらいになっていて、家賃がどのくらいになるのかということです。そういうことを把握しようと思うときに、これは外からの人がそういう興味を持った場合に、どういうふうにアクセスをしていって、その情報を知ることができるということを現状で知りたいのです。

(経済)本間主幹

今、空き店舗の例えば条件だとかの情報入手の方法ということですが、商工会議所がいろいろ取り組んでおりますが、その中で空き店舗情報というのがございます。ただ、その物件の所在地とか広さぐらいまで、残念ながらいろいろな家主との関係とかがありまして、家賃だとかもろもろの権利金、敷金だとかそういった詳細の情報までは、家主の側からも載せるのは控えてくれというようなやりとりがあるようなので、そういったところまでは残念ながら公開はされていないというふうには聞いております。

山口委員

私は何でもこういうことを聞くかといいますと、要するに小樽の観光の魅力づけを、言ってみるなら、ご意見箱な

んかのダイジェストを見せていただいて感じたことなのですから、リピーターが多いわけですから、要するに次から次へと何か魅力を再発見したいということで回られるわけですね。そういう意味でその辺の勢いがなくなっていると私も感じているわけです。やはり小さな店がぱっとオープンして何かおもしろいものを持っているということですね。これは商店街に限らずです。そういうふうな小さな魅力を集積して観光地としての魅力をつくっていくわけですから、そういうことを何か誘導できるような方策というのはないだろうかという観点から、今聞いているわけです。例えば不動産屋は当然店の情報を持っていますから、それは例えば張り紙で出されていたり、中に入れば細かいことを教えていただけますよね。現地を見せていただけます。その情報というのは、ホームページ上で公開して関西とか東京とか大都市向けに情報を流されているようなそういう不動産協会を通して聞いてわかると思いますけれども、それについては情報を持ってらっしゃいますか。ホームページを持って公開していますか。

(経済) 本間主幹

会議所の TMO 事業としてホームページ上でも、その公開はしていますけれども、いろいろな不動産業者の方々がいらっしゃいますけれども、その方たちがどの程度までそういった情報をホームページ上で公開されているかということについては、今のところ私としては承知しておりません。

山口委員

例えば不動産屋は広報を持ってらっしゃいますから、ただ不動産屋の情報というのは、何町何丁目でだいたい大きさがどれだけで家賃が幾ら、敷金が幾らという情報ですから、地元の人はわかります。それがどこにあるのか、また物件の外観はどうなのかということも知りたいわけです。その物件の外観だけではなくて、その周辺のいわゆる位置関係も状況も含めて映像で知りたいというようなことになると思います。だから、そういうことが小樽は相当知名度持っていますし、たぶんそういうことを公開されれば、アクセスがけっこうあると私は思うのです。それで興味を持っていただいて、小樽に住もうとか、商売をしようとかということがけっこうできると思うのです。そういうことを、例えば裁判所に行きますと競売物件があります。あれはずっとファイルになっていまして、全部部屋の間取りから図面も載ってまして、中に入れませんから、外観は当然写真に載っています。それから部屋の間取りも部屋ごとに全部写真が添付されていて、ああ、これは築何年でどういう物件で内部の状況もどうなっているかということがわかるようになっていくわけです。そういうものが本当に公開されていけば、わりかしスムーズにいろいろな人が興味を持っていただけると思うのです。そういう意味で、これは私感も言えますけれども、不動産の宅地建物取引業界があるわけですから、業界と組んで、これは小樽市のホームページでやるとは思いませんが、商工会議所が一定の事業でそういうことをやられるとか、当然それは通り一遍の情報だけではだめだと思います。建物の写真添付とか周辺の状況の写真添付とか、小樽市の地図も当然含めて、そういうことがわかるような状況にしなければならぬと思いますけれども、その中で家賃は幾ら、敷金は幾らということですから、そういうふうな情報が外部にそうやって公開されていけば、相当数の人に興味を持っていただけるのではないかと、ずっと私は思っていたのです。これはいわゆる業界の、言ってみるなら、活性化にもつながると思います。まして、今、団塊の世代の多くの方が退職をされます。小樽はそういう意味で言うと、ついの住みかにかしたいという方は今でもいらっしゃるわけですから、私の住んでいるところでけっこう別荘に使っていらっしゃる方もいるし、要するにリタイアされてずっと住んでいる方もいらっしゃるのです。けっこう喜んでいらっしゃいますからね。そういう方が入って来やすい、不動産取得されれば当然固定資産税を払っていただけるわけですし、例えば土地とそれに入っておれば、ここに家を建てたいという人もいるでしょうし、それから小樽の人ならここはちょっと商売をしないということでも、中心商店街だけではなくて、別に全部とは言いません。例えば観光としてラインをつくっていくということになれば、緑山の手なんていうのは、言ってみるなら、非常に重要なラインだと私もずっと申し上げておりましたから、例えば緑山の手から天狗山までのライン、それから地獄坂のラインとか、まだ私はあると思いますけれども、入船のずっとオルゴール堂から上のラインとか、そういうところでの情報みたいなもの

を特化して流すとか、そういうことをひとつ政策としてといたらおかしいですけども、設計をされて、それでホームページでどこからどこで流すのか。これは誘致協もホームページを持っています。小樽市も持っています。商工会議所も持っています。そういうところで流すようなことはできないのか。これは不動産の事業協会と組んでやろうと思えばできると思います。そういうことについて、私は取り組まれたらいいのではないかなと。これは私もアイデアを出したり協力をしたいと思いますが、それについての展望というか、これはやってもおもしろいなどという思われるのか、その辺についての現状での判断、これは思いつきで私は言っていますから、どうなのかという感触を聞きたいのですが。

経済部長

人口対策的な意味だとかで言えば、今、企画政策室の方でそんな話に類似したことはやっているのだろうと思います。ただ、戦略的に、今おっしゃったような商店街だとかいろいろな場面での情報をすぐ発信していくというのはあるだろうと思います。ただ、公共が行うサービスとある意味ではビジネスとして成り立っている部分という、その接点の境目みたいなものをどう整理するのかというのは、すごい微妙な問題だと思うのです。だから、その辺あたりは整理をしないと、不動産で生きている人たちがいて、もっと言うと、今、山口委員のご提言などはニュービジネスとて成り立つかもしれないような話ですから、その辺あたりが、本来であれば民のところでビジネスとして成り立っていけば、それはそれで広がっていくのだろうと思います。それがうまく小樽の中でできないとすれば、戦略的に公共もかかわってやっていくというのも一つの選択肢かと思えます。ただ、その部分は我々もあまり情報がないので、少し情報をとりながら、少し勉強しなければならないかなという感じはしています。

山口委員

ちょっとそれ誤解されていると思いますけれども、ホームページで情報を出すところが商売をしようということではないのです。当然それは不動産協会にも行って、物件持っている方がそれは交渉されればいい話だと思います。ただ、情報としてそういうものがありますと。問い合わせが来たときには、ここの不動産屋が取り扱っていますからこことお話をしてくださいとつなぐということです、基本的には。そういう意味で行政なり、パブリックのやられる意味があるのではないかという意味で申し上げました。これは私も今思いついたものですから、その辺を含めて、これは我々だけではできる話ではありませんので、私の方も不動産の関係の方々とか調べまして、また提言を申し上げたいと思います。

また、今、経済のことを聞きますけれども、予算特別委員会でも私話しましたけれども、また一般質問でも前回話しましたけれども、基本的に観光が基幹産業になっているということは、これは周知の事実になっているわけです。数字上で確実に表れているということです。ただ、入込み数が確かに減っているということです。さらに問題なのは、減り方以上に経済の波及効果の落ち込みが大きいということです。それが意味では魅力を軽減させているところだと思うのです。ここにてこ入れをしないと、小樽の観光というのは、非常にこれから難しいなという感じを持っています。景観と基本的にはサービスと、もう一つは商品なのですよね。ホスピタリティについては、だいぶ向上されたと言われているわけです。これはいろいろ行政も観光協会もいろいろの方々の努力で業界の方々も努力でなっていると思います。基本的には景観行政については、今条例の見直しも含めて手が入るようになりました。それから、新景観法ができて、これからそれを適用して新たな景観を形成していったり、修景事業を行ったりということになっていくのではないかと期待しておりますけれども、一方でそういうことをやりつつ、問題は中身なのです。消費をしていただくわけですから、消費されるものが本当に特色があって本当にスーベニールとして適したものを売られているかということが強みになってくると思うのです。そういうところでの戦略を地域経済活性化会議とか観光基本計画なんかをやられているわけですけども、地域経済活性化会議も一応 3 月をもって議論としては終息ということになっていると聞いております。その辺で一定の展望の中で議論されたと思うのですが、若干の報告をいただければと思います。

(経済) 産業振興課長

地域経済活性化会議は平成 15 年の 6 月からスタートしまして、その後、観光機能を生かした地域経済の活性化が即効性があるだろうということで委員の皆さんで議論をなさいまして、ワーキンググループを 15 年 9 月からつくりまして、その中でそれぞれ人づくりワーキングなり、既存産業活性化ワーキング、又は観光高度化ワーキングをつくってきまして、その中で、今、食のことに關しますと、既存産業活性化ワーキングの中で今後も議論をされていくということになるかと思いますが、昨日、地域経済活性化会議をする予定でありましたけれども、延期になりまして 3 月 31 日になりますので、今後、地域経済活性化会議そのものを継続するかどうかというのは、そこでまた議論になりますが、その前段、昨日ちょうどワーキングにおきましては、既存産業活性化ワーキングが行われましたので、そこでは昨年の 11 月に香港マーケットリサーチ事業を行いまして、その中で小樽に東アジアの方が来ていただいたときに、どんなものが欲しい情報かということも調査しつつ、また小樽の地場産品を持っていきまして、向こうでこういうものが小樽にはありますということもやりながら進めてきたわけですが、それを踏まえまして、ワーキングの中ではありますが、来年度に向けて新しい組織をつくってやっていくという考えもありまして、それはもちろん 3 月 31 日のときに地域経済活性化会議の中で議論されますが、そこには向こうでアンケート調査もしながら進めてきた内容で、こういうものだと買っていいですよと、こういうものが欲しいですねと。だから、少し工夫するとこういうものであれば、味つけ等こうなのですからけれども、欲しいですねというのがありますので、そこで食についても、またその加工品につきましても議論を今後していくという予定で、今、進められているところでございます。

山口委員

三つのワーキンググループに分かれていましたね。成果が上がっていると私が思ったのは、香港に行かれて地場産品を持っていかれて、向こうで反応を見られているというか、アンテナショップ的にいろいろやられて、誘致も含めてでしょうけれども、やってこられたということです。ただ、主に今ある産品です。だから、新商品みたいなものを、けっこう出ているわけですが、そういうものを持って行って、どんな反応があるかというのをぜひ見ていただければ、私はいいと思いますし、これまでいろいろ物産展等、これは香港そごうでされたそうですけれども、出ていらっしゃる業者がいるわけです。そういう中で傾向を見てみますと、なかなか小樽というのは、よそと比べて新しい商品が出てこないのです。それがちょっと弱いのかと、私はずっと見ていましたけれども、そういう中でやはり何度も申し上げますけれども、連携なのです。これは庁内の連携も当然ですけれども、それは後で触れますけれども、やはり後志の 1 次産業圏、それから積丹のいわゆる漁業、1 次産業との連携を含めて、どうもされてきていない傾向が強いものですから、そういう意味で何か新しい試みをこれからまたしようとか、政策的にあればお聞かせをいただければと思います。

(経済) 産業振興課長

香港そごうにつきましては、今後のワーキングも含めて新しい組織が機能されながら製品づくりというのは進められていると思います。また、地元企業と誘致させていただいた企業との連携ということで、その場をつくらせていただいている中で、新しいガラスの製品ですとか、又は漆塗りになりますが、塗りとそれとガラスがコラボレートしての新しい製品づくりというのが、今進められているところです。またほかには、新年度になりますけれども、先日も農政課長と一緒に J A の方に行きまして、小樽でとれている特色のある農産物というのは何だろうということでは、グスベリーなり、グミなりがありますが、また後志の中でいいですよと、ユリネですとかありますので、そういう部分を単純にジャムとかにするとなかなか売れ行きが悪いというふうに聞いておりますので、それをしっかり食材の成分等を含めて、健康という部分がやはりこれからのテーマとなると思いますので、そういう部分を含めて、今度は食材提供をいただきながら地元の企業で連携して新しい製品開発の方をつくっていくということ、今考えているところでございます。

山口委員

だんだんそういうふうにしておやりになっていただくのは大変私も期待しておりますけれども、いずれにしましても、これからのトレンドというのは要するに安心・安全ですから、国の基準は当然ですけれども、地域独自の基準をつくって、そしてなおかつおしゃれなものとか、地場特産であるということです。これがキーワードになってくると思うのです。そういうものを開発するためには、一部署でやるということも大変だと思うのです。あと民間でもいろいろ異業種で交流されてやられている努力も私は知っておりますけれども、そういうところに行政も深くかかわって、後志観光連盟もありますけれども、どうも沈滞しておりますので、そういう意味で言うと、道とも連携をとってそういう中で地域の中で特産品づくりみたいなものをテーマに、何か一つの機構をつくって、定期的に意見交換をしたり、プロジェクトチームをつくって何かやるとか、そういうしくみづくりをもうそろそろやらないと私はいけないのではないかなと思いつついるのですけれども、そういうような動きについて、例えば道の方からの動きがあるとか何かあれば、市の方でもそういう計画があれば、お知らせをいただきたいです。

(経済)産業振興課長

やはり一つの契機となりますのは、今回の既存産業活性化ワーキングの中で、香港に行きまして新しい製品開発という中では、プレス事業を今後持っていくということもありますので、商品の研究開発ということも取り組むことにしておりますので、その中には公的機関、委員がおっしゃった道庁でいいますと、食品加工研究センターがございますので、そこですとか、又は技術的にいえば道立農業試験場になりますが、そういうところと連携させていただきながら、その中で一つでも二つでも新しい成功事例をつくっていくような形で、もちろん道庁だけではなくて、経済産業省もそうですけれども、連携しながら進めていくというのは非常に重要だと思っておりますので、まずは一つのワーキングも含めて成功事例をつくりながら進めてまいりたいと考えてございます。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

後志との関係なのでございますけれども、観光交流空間づくりモデル事業の中で、後志観光連盟が中心となりまして、今年度食をテーマにまさしく、今、山口委員がおっしゃっていたとおり、後志の食材、1次産品を利用して、そしてレストラン等でそういったものを使ったメニューをつくっていこうということで、前から小樽市内では後志フードフェスタ、今年 11 回目を迎えましたけれども、ああいった展開はしていたのですが、後志管内全域の動きにはなっていないので、それで生産者とそういった方々との話合いの場を持ったりとか、後志フードフェスタみたいなものをまたニセコの方でも開催したりとか、そういった形で動きは出ております。

山口委員

後志の新しい産業について

商業労政の方だと思いますけれども、物産展なんかで小樽独自というのは、のれん会などの動きがあって、また物産協会を通していろいろなところにデパートに出ているわけですが、後志の方からもピックアップされて出ていらっしゃると思います。そういう中で、後志も今けっこう観光地として相当な人数が入ってくるような地域になっておりますよね。若干ブランド化しているというのはおかしいけれども、積丹なんかはブランド化になってますね。

そういう中で、例えばこれはおもしろいぞという商品を持って、最近になって出られたような店というのはあるのですが、また企業なんかもありますか。

(経済)商業労政課長

物産協会の関係なのでございますけれども、後志管内では寿都の山下水産といった業者の方も加入している状況にはあります。それとあとチーズの関係でクレイルとか、それとあと牛乳の関係で赤井川、そういった業者の方も物産協会に加入している状況にはあります。それで、物産協会としても来年度に向けて、小樽管内だけではなくて、後志管内全体から会員を勧誘していこうという、そういった形で来年度はそういった動きで、後志町村会とか、そういった

た団体を通じて小樽物産協会に加入していただいて、北海道物産展というのを展開を幅広くやっていこうという、そういった動きで、今、進めているという状況にはございます。

山口委員

最近、物産展も世知辛くなりまして、デパートの方が言ってみれば、業績が悪いものですから、例えば経費面とかほとんど見ないで、言ってみるなら、業者もやむなく全部経費を持ってやっているような状況なのです。やはり地域として強みを持って、強い商品を持っていけば、そういう意味で言うと、デパートとの交渉も物産協会でき強く言えるわけですから、経費を、例えば宿泊を持ってくださいと、交通費は別に負担しますというようなこともできるわけで、ただ物産協会に入っていない店について紹介するのはなかなか難しいと思いますが、やはり地域としての魅力ある商品みたいなものを常に情報として持っていて、例えば最初のときにも、こういう業者もいますということで紹介していきながら、物産協会に入っているか入っていないかは別にして、将来的にはそういう人を取り込んでいくような戦略を幅広いところで持っていただいて、地域を基本的にはプロデュースするようなつもりで、ぜひともやっていただきたいというふうに思います。そういう中でいろいろ情報交換をしながら、こういう商品があれば、例えば全国の中でも売れていくのではないかというようなことで、商品開発が進んでいくということだと思います。ぜひそういう意味で努力をしていただきたいと思います。この件についてはこれで終わります。

運河、堺町の状況について

もう一つ、最近私が大変気になっておりますことは、今、堺町が基本的には観光の中心なのです。あと運河と当然そうなのですが、いわゆるとらの子の運河と堺町の観光が、言ってみるなら、極端に売上げも含めて落ちているという状況だと思います。これはいろいろ業者から聞いておりますと、非常に大変だと。これは観光基礎調査の中でもたぶん数字として出ているのだと思います。要するに、成績が悪いということです。数字が出ていましたけれども、たぶん堺町もそうなのではないかというふうに思います。やはり魅力が落ちてきたのかというふうな印象を持っています。これは商品だけではなくて、あの地域自身が、当初それこそオルゴール堂ができて、北一硝子最初にあそこに手をつけられましたけれども、それからオルゴール堂ができてきて、何号館となっていたのですけれども、いわゆる専門店化が始まって、その専門店がずっと展開をされて一つのまち並みを形成してきたというところがあります。そういう中に例えばすし屋が入ったり、カニ屋が入ったり、近年の状況です。どうもそういう意味で言うと、これは民間がやることですからなかなか難しいのですけれども、お客さんから見ると、ちょっと質、品が落ちたというか、やはり非常に気品がある小樽の歴史観光が、再利用も非常に質がよくやられていたのが、倉庫の前を取っ払って、それにテント生地、テントが出て、カニが箱で売られているようなそういう店がどんどん出て、それで前に立って客引きをやっていたり、すし屋もだいたい客引きが必ずいて取り込んでいくというようなことでやっています。そういう状況がやはり、言ってみるなら、小樽の観光に対する印象を悪くしているのではないかとこのところがあるわけです。これは私の印象で申し上げますけれども、観光ご意見箱とか、誘致協の談話室という、いろいろな皆さんからのご意見を集めているというか、集約できるのがあるわけですから、そういう中での最近のご意見とか苦情とかというものを、その辺をかつてから見て、どんな傾向になっているのかということをお知らせいただければと思います。

(経済)観光振興室観光事業課長

今、観光ご意見箱、それから市に寄せられます Eメール、ホームページの苦情等のご質問ですけれども、ご意見箱から言いますと、16 年度、昨年 4 月 1 日から本年 3 月 2 日までなのですが、53 件寄せられています。意見につきましては、苦情だと思いますけれども、だいたい 6 割弱が市に対する小樽観光全体に対する励ましとかお褒めの言葉、残りの 4 割が苦情等の関係も入っていると。ただ、今ご意見箱を設置しているところなのですが、JR 小樽駅と運河プラザ、新日本海フェリー、ウイングベイ小樽のインフォメーションセンター、そして、今、休館しております鯉御殿ということで、それでこの 5 か所なのですが、傾向を見ますと、ウイングベイ

はほとんど意見が寄せられていない。一番多いのはやはり観光の中心になります運河プラザでございます。この 4 割につきましても、どちらかといいますと、ご意見箱を設置しているところにある施設とか近隣の施設に対する苦情が多いということで、ただその内容につきまして、今の客引き等の話なのですけれども、この 53 件のうちで客引きのことにについてご意見があったのは 1 件だけです。それも、駅周辺と運河周辺で客引きが目立つということです。ただ、この用紙を持ち帰った後に E メールで苦情が入ってまいります。そうしますと、その最中にはけっこうな内容の苦情が入っています。そしてなおかつ、電話で来ることがあります。それが 1 時間とか 2 時間とか、そういう長いスパンで電話がかかってくることがありますして、そうなりますと私どもも直接観光事業課、観光振興室長を含めまして観光協会とタイアップしてすし屋の苦情であればすし屋、客引きの状況であれば客引き、タクシーの観光ガイドを装ったタクシーというのも現実にあるらしくて、そういう状況等もいろいろ見て、関係機関とも協議しながら注意していくということになります。現状はそういうことです。

山口委員

私も誘致協の会員なのですけれども、中でも論議したことがあるのですけれども、たぶん観光基本計画の委員の方々の中でも議論されたと思うのですが、そういうものを何とか長年の懸案なのです。やる人は決まっている。いろいろあるのですけれども、前に私申し上げましたけれども、客引きで基本的になりわいで食べてらっしゃる方がプロです。5 名でしたか、いらっしゃるということです。こちらもだから毎日客引きに来ているわけです。それで苦情が全部来ているかということ、そうでもないのしょうけれども、そういうものを許すと困り込みですから、要するに店も客引きを始めないと、自己防衛的にやらないと食っていけませんから、結局客の奪い合いになっていくのです。それが基本的には観光の質を落としていくというか、印象悪くするわけですから、どこかでそういうものを歯どめをかけるということも必要になってきます。その方法として、例えば条例です。いろいろなところが風俗関連の条例を持っているところもありますけれども、例えば武蔵野市なんかは客引きだけでなく、いわゆるティッシュを配ただけで、これはもう条例違反ということで罰則付で罰せられるような強い条例をつくっているところもあるわけです。その辺の検討、研究とかをされた経緯はありますか。

(経済)観光振興室長

今、お話に出ました武蔵野市の条例については、私どもインターネットもそうですけれども、直接市の方にも電話して事情を聞いたりしまして、ちょっと違うのは、武蔵野市の場合は風俗営業法の関連ということで、客引きという言い方はしていませんけれども、迷惑条例という言い方をしていますけれども、そういうことですので、今、委員が問題にされている小樽の観光業の中での客引きの防止ということでの内容では条例はつくられていないというふうに理解しております。

山口委員

今はできる範囲で苦情が来た場合には、非常にこれは放っておけないという事情であれば、例えば観光協会と市と出向いて行って、こういうふうな苦情が来ましたと。ついては、是正をしてくださいというお願いをしているわけですね。これをずっとやってきたわけです。それで苦情が、言ってみるなら、減ってくるとかなくなったということで是正されればいいのですけれども、これがずっと続いているわけです。これはプラスでないわけですから、何とかそれ歯どめをかける方法、強制的にかける方法があるのか、話し合いをすればこれはとまるのかという判断をどこかでして、何らかの措置を講ずる必要が私はあると思いますが、その辺の議論を経済部だけでやるのではなくて、例えば誘致協もありますし、こうやって基本計画とか経済活性化会議の中でも議論しようと思ったらできるわけですから、そういうところでどんな方法があるのかを含めて、業界もあるわけですから、業界の中で自粛できるとかということも含めて、やはり放置できない状況には私はあると思うのです。その辺のことにについて条例をつくるかつくらないかは別にして何らかのアクションを、そういうことは必要ではないかと思うのですけれども、その点についてはどうですか。

(経済) 観光振興室長

山口委員のお話のとおり、我々もただ単に無策で放置しておくというだけでいいというふうには思っておりません。何らかの形でという思いは同じだというふうに理解しています。これはもう何年か前になりますが、あれは平成 12 年のときだと思いますけれども、問題のすし屋をターゲットにして、やはり苦情が頻繁に寄せられているところから、観光協会と協議の上、誘致協も協議させてもらいましたけれども、そのすし屋のそばに看板を設置すると同時に監視体制をしくという強硬な措置に出ました。業を煮やしたすし屋の方が結局その場所から別の場所に移転をしたということで、一応の決着はしたのですが、それは決着というよりも、逆にまた観光客の多い堺町通りに移転したということで、新たな火種をまたつくってしまったということにもなっているのですが、非常に苦々しい思いでこの間の苦情を受け止めているわけですが、ただ私どももちろん誘致協もそうですが、観光協会、関係団体ともいろいろな意見を出し合って進めていきたいと思っておりますし、先ほどからお話に出ています経済活性化会議の中でも、観光高度化ワーキングの中では、もう一方の問題として、つきまとい条例についての検討ということも入っております。そういったことも重ねてまいりたいと思っておりますが、大きな問題としてあるのは、条例等で強制的に行うといった場合に、片方では客引き行為というのは営業行為にもなりますので、その辺が前から話をしておりますが、その兼ね合いがうまく調整がとれるのかということが我々としては非常に難しい問題だと思っております。今の段階では調整をとるのは難しいのではないかという意見を持ちながら、重ねて検討しているところでございます。

山口委員

ただ、これは誘致協も先日の答弁では調査研究部会等を再度立ち上げて、議論をしていく中で、私は議論したらいいのではないかと考えていますので、その辺はいいのですよね。この問題はこれで一応終わります。

石狩湾新港について

ちょっと私、港湾については、石狩湾新港については勉強不足で大変申しわけないのですが、私は石狩湾新港の問題はこういうふうにとらえているのです。要するに、港湾そのものを相当お金をかけて、言ってみるなら、起債も起こして整備をされていくわけです。いわゆる停泊料とか諸手数料とか、そういうところで収益を上げていくということで、港湾だけを考えれば、これは持ち出しが多いに決まっているわけです。結局港湾に関連した後背地を石狩湾新港の場合は持っています、これは直接小樽市ではなくて、管理組合なりが管理をして、石狩開発という会社が土地を販売して、それで一応していただくと。それでその中で固定資産税収入を得て、それで港湾の投資した分を回収していくという、そういう構図かというふうには私は思っているわけですが、現状で言ってみるなら、起債の償還も含めてかかった費用と、それから今収入として入ってくる金額を、あらあらでいいのですけれども、どういうふうになっているのか、教えていただきたいと思っております。

(港湾) 港湾整備室工藤主幹

過去ずっとさかのぼった方がよろしいですか。

山口委員

ここ近年二、三年でいいです。

(港湾) 港湾整備室工藤主幹

それでは過去 3 年間、実績で申しますと、平成 13 年につきましては負担金 4 億 3,000 万円に対しまして、税収が 4 億 3,000 万円、同額です。14 年につきましては負担金 4 億 5,000 万円に対しまして、やはり同額の 4 億 5,000 万円、15 年につきましては負担金 4 億 6,000 万円に対しまして、4 億 5,000 万円となってほぼ負担金と同額の税収がある状況であります。

山口委員

何かこの前の委員会では、今後負担金が増えていくというふうな話をお聞きしたのですが、これは 17 年度

以降、どう予想されていますか。

港湾部長

この間の議論の部分は、中央地区の起債の償還が3か年元金を払うということなものですから、それがだいたい3億円ぐらい、だいたい1年度で約22億円ぐらいの、その6分の1の負担をしなければならないということになりますので、それが3か年続くのです。ですから、それが中央地区の場合は埋立てをして、そしてそれを販売をして償還をするという計画が、中央地区のエネルギー関係のところは全く売れていないと、こういうことでいろいろご指摘を受けているので、平成18、19、20年度、これが一応予定になっていまして、これを今新港の方には何とかジャンプするといいますが、払わないようにもう少し引き延ばすとか、借入先の北洋銀行を含めてそういったことをお願いをしているという、こういう現状でございます。

(港湾)港湾整備室長

ちょっと補足させていただきますと、今、部長が申しましたトータルの負担金というのは、今の中央地区というところの用地をつくって、それを売却してと、管理組合が直接やっている事業でございます。それはまた別な性格にありますので、これをおいておいて、それ以外の一般的な港湾管理整備と管理運営に関する負担金の関係でいいますと、これまでの償還の部分のピークというのが、平成19年度ぐらいになるだろうと。したがって、それまでの間というのは、なかなか母体負担金の減額は難しいということでございます。

山口委員

なんせかんせ新港やめてしまえという議論もあるのですけれども、いずれにしても、こうやって固定資産税で収支とんとんみたいな感じになっているわけです。要するに、ここから税収を何とか上げようということは、今、数字をちょっといただきましたけれども、小樽市域の石狩湾新港地域の企業立地が進んでいって、固定資産税が上がってくれば、これは言ってみるなら、もうかるよという話です、極端な話をすれば。収支でいえば収入が増えてくるわけですから、ここを頑張ればいいわけです。毎回、報告をしていただいていますけれども、石狩湾新港地域の、これはもう小樽市域だけではなくて全体で見ると、企業立地状況で分譲率が全体で61.5パーセントなのです。ただ、小樽市域に限ると44.2パーセントになりますから、小樽市域を除いてやると61.5パーセントより上がるわけですから、小樽市域の分譲は進んでいないという状況になるわけです。これはなぜということを素朴に聞きたいのですが、これは条件面で悪いのですか。

(経済)産業振興課長

第4回定例会のときの数字だと思いますが、実数は小樽市域で68社が企業立地をしていて、操業が35社ということになっております。その中では私どもも常にその立地していただいたところに小まめに周りながら誘致活動を努めておりまして、また1月についても新たに操業いただいたところもございまして、またお話が来ているところも数件ありますので、そういう部分では何としてもこのあいているところを努力して誘致したいと思っておりますが、決してこの用地が劣っているのかということではなくて、この部分も札幌の商圏を見たときには、非常に有効であるというところで私どもはPRをさせていただいているところでございます。

山口委員

私が聞いたのは、立地にそんな差がなかったら、なぜこういうふうな分譲率が全体の中で61.5パーセントあるのに小樽市域で44.2パーセントという数字になっているのかと、これの原因はいったい何なのかということを知りたいわけです。

経済部長

まず、石狩開発という会社が三セクという形の中であそこの開発をして、そして土地を売っているわけです。そんな中で、市域的には小樽と石狩に分けて、圧倒的に石狩の方が面積も含めて大きいわけです。その中で当然60パーセントが売れていますから、いい時代もありまして、相当いろいろな企業に土地を買っていただいた。そのと

きに当時の土地利用計画からすると、かなり細かな利用形態で制限はしていたのです。例えば、機械金属関連地域とか流通関連地域とか、かなり規制をはめていたのです。そんな中でいっしょいという形の中でやってきていたと。そうすると、当時の力関係も含めて、どうしても石狩市がどちらかというところの中で動いていましたから、市域的にも広いし有利な条件の中で張りついていったのだらうと思います。今のこの時代になると、そういった土地利用計画の中での規制がかなり外れていますから、誘致自体も厳しい時代ですから、ある意味では何でもありみたいな形の中で、何でもいらしてくださいと。規制を外しながらやっていますから、そういう意味ではかなりいろいろな企業の誘致はやりやすくなっていますけれども、当時のやり方としてはかなり厳しい条件の中でのいわゆる企業誘致、企業立地活動だったという、そんな経過の中でやはり差がついているのかなという、そんな感じはしています。

山口委員

もう終わりますけれども、今の説明を聞いていると、半分ぐらい終わったような気になっているのですけれども、要するに石狩市域は何でもいっしょいと、あまり規制をかけないで誘致しましたと。小樽の場合はそうはいかないと。言ってみるなら、ある意味では細かい規制も持っていて、それでなかなか入ってくる場所がなかったから、こういうふうな差になっているということですか。今は、言ってみるなら、何でもいっしょいになったから、誘致もかけやすいから、この数字は埋まっていく可能性はあると、ということですか、かいつまんでいうと。

経済部長

ちょっと誤解されているのですが、全体の市域の中でかけていた規制は同じなのです。石狩市と小樽市が違うことをやっていたわけではありません。

ですから、全体の 3,000 ヘクタールの中で順番に進めてきていますから、簡単に言えば、区画整理事業そのものは石狩市から先に始まってきていますから、当然そちらの方が先に手がついていくと。ご存じの新川地域、新川工業予定地を含めて、まだ全然造成されていないところというのは小樽市域の場合は多いわけです。そういう意味では、当然石狩の方が先に張りついていくということが実態としてはあると。そういうふうに理解していただければ。

山口委員

それはよく理屈はわかりましたけれども、これはやはり小樽市が政治力がなかったということでしょう。なぜそんなことを許したの。当然売れないのはわかっているではないですか。そこでしか税収が上がらないわけでしょう。港湾でもうかることができないから。なぜそういうことを強硬に管理組合の中で言わなかったのですか。要するに小樽から先にやれと。言ってみるなら、ある意味では迷惑な港をつくられた状況にあるわけですから。機能分担なんてできないことを含めて、いやそういうことを条件にしてやったわけですから。石狩から先に開発して、要するに基本的に石狩開発にしたってそっちから売ったわけでしょう。小樽は後回しになったわけでしょう。怒らなかったの。

経済部長

ちょっと誤解されるとあれなのですが、管理組合でやることではなくて、管理組合はあくまでも港湾事業をやる。あそこの後背地については石狩開発株式会社という第三セクターが売ってきたわけです。だから、その中で、当時の力関係がどうだったかというのは私は承知していませんけれども、少なくともあれだけの広大な土地をやるときに、順番として石狩地域から先に区画整備事業が始まっていきましたから、当然のごとく先にできたところ、つまり基盤整備がされたところに張りついていくのが当たり前ですから、その辺が力関係なのか政治力なのかというあたりについては、ちょっと承知していませんので答弁できませんけれども、結果としてはそういう形になると。

山口委員

今日はこれで終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、市民クラブに移します。

森井委員

今日は本来であれば、報告事項等を中心に、特に市民クラブとしては、きっと小樽フィッシュミールに関してとことん質問をして追及していくべきなのかもしれないのですが、今まで幾つか自分なりに質問させていただいたことを中心に伺わせていただけたらというふうに思います。

まちづくりについて

まず、あえてまちづくりの質問という形で質問させていただきます。

今までも井川委員、山口委員も幾つか質問されているかと思うのですが、先ほどまちづくり推進室と観光振興室と連携をしてというような話もありました。その中で運河、手宮線、商店街というような話もあったと思うのですが、やはりそういうふうな位置づけで考えていくと、空き店舗対策というか、そういうようなところに結びついていくのかというふうに思っています。

今、実際にその連携の中で空き店舗対策に対応して、本間主幹とかがかかわっているとかということは、まずあるかないかを聞きたいのですが。

(経済)本間主幹

まちづくりといいますか、中心市街地の活性化、それに果たす中心部の商店街の役割というのが非常に大きなものだと考えています。また、そうした中でまちづくりもいろいろな手法がありますものですから、例えば商店街の空き店舗の中に活用できるような手法につきましても、いろいろ研究しているところですが、今後ともまちづくり推進課とさまざまな意味で情報交換といいますか、連携しながらできるものにつきましても、いろいろ商店街の方にも情報提供なり、そういった形でやっていきたいと思っております。

森井委員

ぜひそういうふうにはやっていただきたいという思いで質問していくのですが、端的にまず一つ聞きたいのは、ここ 1 年間で、例えば都通り、何店舗空き店舗又は入ったのも含めてその前後を教えていただければ、お願いします。

(経済)本間主幹

空き店舗の調査につきましては、現在、商工会議所の方に委託して行っております。商工会議所の方から、今、出ている調査報告書は 2 月の調査時点なのですが、都通り商店街の 2 月の空き店舗は、7 店、これには火災で焼失した店舗は含まれておりません。例えば昨年 2 月の都通りの空き店舗は 5 店舗というような状況にあります。

森井委員

都通りほどの規模の中で 5 店舗とかそういうようなというのは、けっこう大きな状況だと思うのです。今までも市として商店街に対しての支援であったりとか、又は 1 店舗 1 店舗に対しての家賃補助だったりとか、いろいろな取組をしていたのだと思いますけれども、やはり個々に対しての支援で商店街が活性化するかというと、そうではないのではないかとというようなことも感じ始めているのではないかとというふうに個人的には思っています。

自分は何が言いたいのかというと、そういう商店主であったりとか、商店街であるとかというものが、特に中心地においては、まちの魅力を高めたりとか、そういう自分たちの地域だけではなく、全体的な小樽市の顔としていろいろなまちづくりに参画していかなければいけないのではないかとというふうに個人的には思います。つまりはその魅力を高めることによって回遊性を高めて、人通りを増やして、結果、それぞれの商店主がある程度のもうけがあると、その結果というような形に切りかえていかなければ、1 店舗 1 店舗での努力ではなかなか難しいのではないかと。そんなことからまちづくりというような観点が最近少しずつ高まってきて、まちづくり推進室もできま

した。そして、観光振興室とのやりとりも始まっています。やはり先ほどお話を受けましたけれども、そういう意味合いでも現在の中心商店街の方々にまちづくりという観点でいろいろと見ていただいたり、参加していただくことも含めて、そういう取組、そういうやりとり、そういう中に空き店舗対策の代表としてかかわって行って、そういうところにおける情報展開を市として推進していくべきではないかというふうに思うのですが、改めて見解をお願いします。

(経済) 本間主幹

確かに今のような厳しい経済情勢の下では、商店街を構成する 1 店 1 店の魅力を高めていくということはもちろん大事なのですが、なかなか厳しい状況にあります。同様に個別の商店街におきましても、空き店舗が増えている状況の中では、個別の商店街が独自の個性を出しながらそこだけで頑張るというのも同様に難しい状況にあります。ですから、先ほど来ゾーンという考え方の議論の中で出ておりますが、複数の商店街が連携して、例えば花園銀座からサンモール、都通り、都通り梁川といったああいった中央の動線に対して、横軸の連携を持ってゾーンとして回遊性を高めていくというようなことは非常に大事なことになっていると思っています。また、そうした中で議会の中で何度か話させていただいておりますが、例えば民間の事業としてさくら祭りというのが今 5 月に向けてやろうとしております。そうした試みが成功することによって、商店の方たちのそういったまちづくりの意識というものも醸成されていくといいますが、意識も高まっていくと思いますので、そういった面も含めて行政としてできる範囲でといいますが、できる限りの支援をしていきたいと思っています。

森井委員

先ほども井川委員からフリーマーケットのお話もありました。また、予算特別委員会の中でも建設所管のときにオープンカフェとかオープンテラスのお話、また自分の方から歩行者天国のこととかトランジットモールのこととか幾つか提案させていただいております。これはもちろん商店街の活性化ということだけではなくて、まちづくりとして、小樽市の中心地の魅力を高めていくというそういうことの観点において伺ったりとか提案しているということもありますので、確かに、今、まちづくり推進室がありますけれども、ぜひ今後大きな連携をして行って、経済における活性化を、観光だけではなく地元商店街においても関係づけていただければというふうに思っていますので、今後もよろしくをお願いします。

港湾の将来ビジョンについて

では、少し質問を変えまして、経済部にお聞きしたいのですが、その前に一つ港湾将来ビジョンについて、メンバー構成というのは何かもう既にはっきりしたものとか出てきましたか。

(港湾) 港湾整備室工藤主幹

現在、研究会の段階で実施しておりまして、前にも説明しておりますけれども、港湾関係の皆さんとか、会議所の港湾委員会の皆さんをメンバーということで現在活動しておりまして、親の懇談会の方につきましては、まだ現在調整中で、これから決定される予定でございます。

森井委員

今までの枠組みを決めずにいろいろな方々に参加していただきたいということにおいて、港湾部の方から柔軟にというか、コンクリートせずいろいろな方々にという話はもう聞いていますので、その点について港湾部に伺うのではなくて、経済部にそれに合わせて伺いたいのですが、先ほど古沢委員が天国の本屋の上屋のお話もありましたけれども、将来ビジョンですから、今後の港湾の在り方が当然荷役に関して、又は人それぞれの出入港に関してとか、そういうことにおいても将来ビジョンを考えていかなければいけないのですが、P I 保険法、船舶油濁損害賠償保障法であったりとか、又はソーラ条約におけるものであったりとか、直接経済制裁というわけではないですが、結果論的にですけれども、何か議論しづらいような状況があって、今までよりも荷役を高められるという方向性がなかなか見出せないこの状況の中で、二重三重にいろいろな出来事において港湾の在り方、港湾におけ

る活用というものを深く考えていかなければいけないのではないかというふうに思っています。特に港湾将来ビジョンというのは、将来にわたって、明日、あさってのことではなく、何十年後を見据えた中におけるビジョンを策定していくということになるわけですから、今回、天国の本屋というものが一つのきっかけとして上屋を使うというような流れがあったかと思えます。今後、映画だけではないですけども、そういう新たな活用を観光又は先ほどのように住民の方々が活用できるようなものであったりとか、そういうようなことも含めてビジョンのメンバーというか、そういうところに経済部としてかかわっていったりとか、いろいろな形における提案とかをしていくべきではないかと私自身思っているのですが、その点についての見解をお願いします。

経済部長

港湾部の方とは常々そういう話をさせていただいていますし、今回の将来ビジョンを進める前段階で、こういうことを始めると聞いております。そんな中で当然港の役割として将来ビジョンですから、本来的な役割のこともあるのでしょうけれども、観光という分野、例えば現状、港に近いところで多くの観光施設がありますから、そんな問題なり、クルーズ船の問題だとかいろいろな部分を含めて、当然我々とかかわりというのは非常にあるわけですから、我々としても意見を言いながら、参加させていただきながら進めていくことになるのだらうと思っておりますので、その際にはやはり観光だけではなくて、経済、もっと広い分野で臨んでいきたいとは思っています。

森井委員

もちろんビジョンという話ですから、すごく幅広くなると思うのです。自分のある意味たわ言的な話も今までも何度もさせていただきました。そういう撮影所というようなこともできるのではないかとか、又は最近公明党からスケートボードパークの話も出ています。そういうこともできるのではないかとか、いろいろなことも考えられるのかというふうに思っています。特に以前も話しましたが、市街地と隣接している港湾という形で考えると、ほかの地域にはない一つの特色でもあると思っておりますので、その点についていろいろさらなる検討というか、研究というか、していただければというふうに思っています。

フィルムコミッションについて

あわせて、フィルムコミッションについてというか、私、フィルムコミッションに関しては、それだけでも独立採算が成り立つぐらい魅力的なものだというふうに思っています。今、港湾という枠組みの中で新たな枠組みをとというようなことで話させていただきましたけれども、そのブランド力というか、又はそういう今までの取組から新たに何か展開をするとか、そのような予定というものがあれば教えてください。なければいいですけども。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

これはFCを設立したときから、今は事務局は観光振興室の方でやっているわけなのですが、何度も独立してやっていけるようにということは考えていました。常々独立していくためには財源というものを確保していかなければならないので、これをどういうふうな形でできるかというのは検討はしていますけれども、現在具体的にこういったことをやって、こんなような採算が持てて、そしてFCとして独立して自主運営できるといういいですか、そういった形まではまだできていません。

森井委員

先ほども話させてもらったように、ブランド力というものはかなり高いものになってきているのかと思えます。かなりの問い合わせもあるでしょうし、参加されている方も多いですし、また実際に映画、テレビ、その他CM等で小樽という名前が出てきているのかと思えます。

そんな中で、これは井川委員の受け売りになってしまうかもしれないのですが、以前小樽駅で物産でいろいろな小樽にある食べ物を置いて駅で買ってもらうものが本来当たり前ではないかというようなお話もありましたが、自分はFCもそういう小樽駅を活用して認知度を高めるといった意味合いもあるのですが、例えばFCにかかわるグッズ販売であるとか、誘致して実際に撮っていただいた方々の何かしらのものを展示するとか、又は実際にテ

レビで映った場所を、運河とかであればテレビで見ればすぐわかりますが、例えば北ホテルにおける迎賓館はどこにあるのかということを示して、ここにありますがということが小樽駅にあたりとか、つまりいろいろな形で物の販売も全部含めて、そういう小樽駅の活用というものがひとつ考えられるのかなというふうに思うのですが、この点についての見解があれば、お願いします。

(経済) 観光振興室長

フィルムコミッションの活動の小樽駅の活用ということになるわけですが、今までそういう観点で検討したことはございません。小樽駅の構内はご存じのように大変狭いということもあります。これは小樽駅にもまたそういう観点で検討もしてみたいと思うのですが、今、FCの抱えている問題としては、事務局の機能強化というか、そういうことになるかと思うのです。いわゆる企画・立案あるいはコーディネート、そういったことを担当するような機能というか能力が、私ども、今、精いっぱいやっていますが、それを民間の方に移行できるだけの民間の器が育っていないところが悩みでございます。そうは言っても、FCへの外からの依頼はいろいろ来ていますから、それに対応するだけでも精いっぱいというところがあるのですが、最近ロケ地マップということで、今、作成しております。そういうことでも小樽駅にも配置して、観光客の方にロケ地をめぐっていただくようなしくみをつくっていきたいというところで、今やっております。

森井委員

ぜひ事務局の強化、それも大変重要なことだと思いますので、それも進めていただきたいというふうに思います。また、今のマップというような形の話もありましたけれども、観光の中で運河と堺町通りということで先ほどもありました。それ以外にも小樽市は魅力があるのに、なかなかそれが伝わらないとよくお話も出ていますし、それはFCを通していろいろな地域における魅力、そういうところがテレビで発信できている現状もありますので、ぜひマップも含めていろいろな形で周知できる方法というものを、さらに検討していただけたらというふうに思います。突然提案させていただきました。

観光案内パンフについて

それでは、もう一つ別な質問をさせていただきたいと思っております。

もう一つ経済部でお願いしたいのですが、以前観光案内パンフを種類別でつくった方がいいのではないかという話をさせていただきました。財政上いろいろな観点から厳しいという話もありましたけれども、私はこの間お話の人口増が東京とかというような中心地以上に沖縄の方が進んでいるというようなお話を聞いて、やはり北海道もそういう観点から人口が増えるという可能性があるのかというふうに個人的には思っているのですが、そのときのやりとり、何かしらの手だてというものを小樽市として組まれたのかどうか、まずその点について伺いたいと思います。

(経済) 観光振興室企画宣伝課長

昨年の第3回定例会のときに森井委員からそういった質問が出されたわけなのですが、マップについては答弁の中でもちょうど時期的にも2005年版の小樽ドラマチックウォークといいまして、誘致協で出しているマップですが、これの作成を今やっているところなのでということで話したと思うのですが、安い宿がわかるようにわかりやすくしたらどうかということで、早速2005年版をつくる際に料金表の項目を設けまして、それもちょっと枠をつけてぱっと目立つようにして、どこに安い宿があるかというのがわかるように工夫はしました。それはなおそのときも申し上げましたけれども、マップにつきましては誘致協のマップが2006年版、今年の暮れになるか来年の初めに発行する形になるのですが、そのときは全面改訂になりますので、今いただいたご意見を参考にして検討してまいりたいというふうに考えています。

森井委員

旅行される方はもちろんお金がある方もたくさんいらっしゃると思うのですが、特に北海道はツーリング

をしに来たりとか、ヒッチハイクをして回る方とか、特にフェリーが入る小樽ですから、席の種類があるように、やはり旅行における内容というのも変わってくるかと思しますので、それに見合ったものをそれぞれ提供できることが、また小樽市に対しての宿泊であったりとか、そういうことにもつながるかというふうに思っておりますので、さらに検討をお願いしたいと思います。

輸入物減少の原因について

それでは、港湾部の方に質問を変えさせていただきまして、外国船の先ほど話のあった P I 法に関してなのですが、現状は先ほど斉藤陽一良委員から幾つか質問があったのであれなのですが、通告のときにいろいろ話をしているときにお聞きしたことでどうしても質問したいことができましたので、改めて。

今回のこの油濁法が入ることによって、北朝鮮船なりロシア船なりが減って厳しい現状になる可能性があるというような話もあって、そういう意味合いから斉藤陽一良委員も質問されたのだと思うのですが、それが関係なく、1 月、2 月が前年よりちょっと減っているというような話を聞いています。その減っている船隻ではなくて、輸入物というのですか、それにおいて、まずどのようなものの貨物が減っているのか。その点についてまず聞きたいのですけれども、

(港湾) 港湾振興室横山主幹

先ほども話しましたが、実はロシア船、調べてみましたら去年の 10 月から、11 月、12 月、1 月、2 月と前年比較では隻数は減ってございます。品物に関しましては、今年の貨物は、今、集計中ということで昨年比というのは数字では出せる状態ではございません。

森井委員

具体的にどれぐらいというのはあれですけれども、やはりそうやって減っている現状があると思うのですが、それについてどうしてそういうふうになっているのかという原因とかということに関して、港湾部として何かつかんでいるものとかありますか。

(港湾) 港湾振興室横山主幹

はっきりした要因ということでは、今は答弁しづらい中で、ロシアとの貿易をやっているところに話を聞く中で、一つは木材関係、北洋材、ロシアの木材なのですが、昨年から中国サイドで高値で買い付けが始まったということで、ロシア自体が日本の商社よりも中国に目が向かってきたという傾向があって、北洋材関係はこれから減っていくだろうという情報はつかんでございました。また、カニに関しても景気の低迷から国内需要も減ってきているので、輸入量も、消費量はあまり伸びていないという情報等をつかんでございます。船が減った原因がそれだという答えにはなりません、そういう状況がロシア関係の経済状況ではあるということとはつかんでおります。

森井委員

それちょっと自分は保険がかかるということによって船隻が減っていく可能性があるのかというふうに思うのですが、そうではない現状の下で減っているというのは、小樽市として大きな問題なのかというふうに思うのですが、特に経済的なものとして、小樽港の活用というか、そういう意味合いでも減っていくこと自体が死活問題まではまだ達してはいないとは思いますが、いろいろな状況において、それに向ける対策というか、考えていかなければいけないのかというふうにその話を聞いて思ったのですけれども、現状まだまだ推察しなければいけない範囲というものもあるかもしれないのですが、今の時点で何かそういう観点があれば、答えていただければと思います。

(港湾) 港湾振興室長

先ほど主幹が話しましたように、トータルで一昨年の暮れぐらいには、サハリンプロジェクトの関係が小樽から資材としてけっこう出ているという状況がございます。今年度の状況を見ますと、一定の貨物、小樽から出ていく貨物が少なくなったというよりも、現状では、今、ロシア側、サハリン側の受入れ態勢がなかなかできていないということ。それと、なおかつ中国なり韓国からの貨物というようなことにシフトされているという現状でございます。

す。

そういった中で、具体的にこれからどうなるかという部分につきましては、私どもも市長、港湾部長はじめ、毎年東京の方とかにポートセールスをやっています、そういった情報を仕入れに行っています。そういった中では、これから 6 月ぐらいからサハリン関係の本土と結ぶパイプラインだとか、そういった工事が着手になるということで、日本の各メーカーなりから小樽港含めて、現在、港のリサーチをされている状況でございます。そういった中では、我々としましては、施設の利用頻度だとか、そういったことをいろいろ PR しまして代理店も含めて、今そういった PR をしていますので、なかなか予断を許さない状況にはございますけれども、そういった状況の中で小樽港の利用促進につなげていきたいという努力をしている状況でございます。

森井委員

先ほど来、自分は港湾将来ビジョンで撮影所とか、ボードパークとかいろいろ話はしていますけれども、やはり現状のきちんとした港湾機能、それが低下することそのものは私としても望んでいるわけではないですし、高まっていくことが望ましいことだと思っていますので、大変なところだと思うのですけれども、今後のご健闘というか、努力というか、今後を見据えていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

ドリームビーチについて

質問はこれまでにしたいと思うのですが、一つだけ言っておきたいことがあります、先ほど自民党の井川委員から、まるで井川委員の受け売りばかりでサポーターになっているのかとも思うのですが、ドリームビーチの駐車場の話、あれはもう私は井川委員がおっしゃるとおりだと思っています。今さら同じことを質問しても意味がないのであれですが、やはり検討すべきことがあるのかというふうに思いますので、先ほど観光振興室長から答弁がありましたけれども、実験的にかどうかはわかりませんが、変えるべきこともあるのかと。厳しい駐車場経営だからこそ何か転換していかねばいけないというふうに思いますし、外にたくさんとまっているのを私も何度も見えています。そういう車はきちんと中にとめなければいけないことですし、それは緊急上というか救急のときとかでも、それによって全然車両が通れないとかいろいろな出来事にもつながるのだというふうに思っています。そういうことも値段の変更もそうですけれども、きちんとした配慮を考えていかねば、経営だけではなくいろいろな面で厳しいというふうに思っていますので、いろいろな意味で検討を願えればというふうに思います。これを最後に終わりたいと思います。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 45 分

再開 午後 4 時 48 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

共産党、古沢委員。

古沢委員

議案第 44 号であります、反対であります。詳しくは本会議で討論いたしますけれども、ご承知のように石狩湾新港事業に関しては、我が党はその出生に立ち会ったとき以来、一貫して反対しております。ですから、今度の問題についても、具体的に言えば利用計画等がきちんとして示されていないマイナス 14 メートルパスに関連するそういうふ頭の利用の問題でもありますし、ですからそういった点では詳しく本会議で論議させていただきたいと思いま

す。

なお、今日は港の問題がだいぶ議論になりましたから、観点的に言えば、石狩湾新港はちょっと外れるかもしれませんが、小樽の港については市民の側からの港だという、そういった港づくりというのがこれからは会派の違いを超えて考えていかなければいけないのではないだろうか。港は即貿易だ船だというのではなくて、市民に開かれた港であってしかるべきだというふうに強く今日の委員会では感じました。以上です。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 44 号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事項の調査は継続審査と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。